

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2019年4月1日
(第23期) 至 2020年3月31日

株式会社アイロムグループ

第23期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第23期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	13
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	17
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	30
3 【配当政策】	31
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	31
第5 【経理の状況】	42
1 【連結財務諸表等】	43
2 【財務諸表等】	71
第6 【提出会社の株式事務の概要】	80
第7 【提出会社の参考情報】	81
1 【提出会社の親会社等の情報】	81
2 【その他の参考情報】	81
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	82

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【事業年度】 第23期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社アイロムグループ

【英訳名】 I'rom Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 豊隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03 (3264) 3148 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 財務経理本部担当 犬飼 広明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03 (3264) 3148 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 財務経理本部担当 犬飼 広明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	4,114	4,890	8,621	10,578	10,593
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△807	272	1,092	1,186	1,149
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△868	204	1,558	912	1,236
包括利益 (百万円)	△829	84	1,618	945	1,095
純資産額 (百万円)	3,681	4,473	5,745	6,064	7,167
総資産額 (百万円)	5,969	8,518	11,267	13,514	15,105
1株当たり純資産額 (円)	342.49	378.73	485.67	523.35	602.88
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△81.87	18.77	135.35	78.31	105.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	18.72	132.13	75.75	104.28
自己資本比率 (%)	60.9	50.7	50.4	44.5	47.2
自己資本利益率 (%)	△21.5	5.1	31.2	15.6	18.8
株価収益率 (倍)	—	73.0	22.7	19.3	12.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△271	△826	1,612	504	637
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△371	△1,648	88	△2,216	△1,542
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△76	2,029	△10	2,148	258
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	864	436	2,383	2,816	2,174
従業員数 (名)	359	391	666	673	796
(外、平均臨時雇用者数)	(81)	(105)	(131)	(140)	(155)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	766	731	1,958	1,765	2,044
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△334	89	1,256	723	713
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△339	105	1,128	693	764
資本金 (百万円)	3,037	3,384	3,513	3,517	3,720
発行済株式総数 (株)	10,623,665	11,423,665	11,703,665	11,711,865	12,048,865
純資産額 (百万円)	3,885	4,503	5,933	6,073	6,862
総資産額 (百万円)	4,713	5,578	7,625	8,953	10,623
1株当たり純資産額 (円)	362.55	389.31	502.77	524.15	577.10
1株当たり配当額 (円)	—	—	20.00	20.00	40.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(10.00)	(10.00)	(20.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△32.02	9.66	97.97	59.54	65.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	9.63	95.64	57.59	64.50
自己資本比率 (%)	81.6	79.6	77.1	67.2	64.2
自己資本利益率 (%)	△8.5	2.5	21.9	11.7	11.9
株価収益率 (倍)	—	141.9	31.3	25.4	19.9
配当性向 (%)	—	—	20.4	33.6	61.1
従業員数 (名)	48	43	44	47	83
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(7)	(6)	(8)	(12)
株主総利回り (%)	66.9	78.2	176.2	88.6	78.8
(比較指標： 配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.9)
最高株価 (円)	2,496	1,940	3,545	3,160	1,935
最低株価 (円)	676	911	1,099	1,370	880

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1997年4月	医薬品の臨床試験の受託、仲介を目的として、東京都千代田区神田駿河台に当社を設立し、治験施設支援事業(以下「SMO事業」という。)を開始
2001年6月	医療機関等への不動産賃貸事業を開始
2002年3月	医療機関等への融資、コンサルティング等を行うため、(株)アイロムメディック(2016年9月付にて(株)アイロムPMに商号変更)を設立
2003年6月	本店所在地を東京都品川区大崎に移転
2003年10月	JASDAQ市場に株式公開
2005年1月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2005年4月	薬局の展開を目的として、(株)ヒノミ薬品(2005年12月付にて(株)アイロムロハスへ、2013年8月付にて(株)アスポメディコに商号変更)の株式を取得し、連結子会社化
2005年7月	医薬品等の製造販売の委受託事業進出を目的として、小林製薬工業(株)(2006年4月付にてアイロム製薬(株)に商号変更)の株式を取得し、連結子会社化
2006年5月	医薬品等の販売事業の効率的な事業体制の構築のため、(株)アポテカ(2013年9月付にて(株)インに商号変更)の全株式を取得し、連結子会社化
2006年10月	(株)アイロムが(株)アイロムホールディングス(現 (株)アイロムグループ)に商号変更し、会社分割により持株会社体制へ移行するために、SMO事業を新たに設立する連結子会社(株)アイロムに承継(新設分割)
2007年1月	関東地区における開発業務受託機関事業(以下「CRO事業」という。)への参入のため、(株)アイクロスを設立
2011年11月	当社が保有するアイロム製薬(株)の全株式を共和薬品工業(株)に譲渡
2012年7月	本店所在地を東京都千代田区富士見に移転
2012年12月	(株)アイロムロハス(2013年8月付にて(株)アスポメディコに商号変更)、(株)アポテカ(2013年9月付にて(株)インに商号変更)、(株)ウイング湘南にて展開していた医薬品等の販売事業(ドラッグストア事業、調剤事業)につき、(株)ウィーズホールディングスグループの(株)リーフにドラッグストア事業を、同じく(株)アポステータスに調剤事業を譲渡
2013年3月	九州地区におけるSMO事業強化のため、(株)アイロムが(株)クリニカルサポート(2015年7月付にて(株)アイロムCSに商号変更)の全株式を取得し、連結子会社化
2014年1月	遺伝子創薬、細胞・再生医療等の先端医療事業を行うべく、株式交換によりディナバック(株)(2015年4月付にて(株)IDファーマに商号変更)を連結子会社化
2015年7月	グループ事業を推進し、且つ主たるグループ企業各社の管理機能を担うことを明らかにするため(株)アイロムホールディングスから(株)アイロムグループに商号変更
2016年5月	北海道エリアにおけるSMO事業強化のため、(株)ナカジマ薬局との合弁会社である(株)アイロムNAを設立
2016年12月	豪州の臨床試験実施施設を運営するCMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTDの株式を61%取得し、連結子会社化
2017年6月	SMO事業強化のため、(株)エシックを連結子会社化
2017年8月	CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTDの全株式を取得し、完全子会社化
2018年1月	中国における事業推進のため、中国香港に愛醫隆有限公司(I'ROM LIMITED)を設立
2019年11月	CRO事業強化のため、(株)アイクロスが(株)IBERICAの全株式を取得し、連結子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、(株)アイロムグループ（当社）、連結子会社20社（(株)アイロム、(株)アイロムCS、(株)エシック、(株)アイクロス、CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD、(株)IDファーマ、(株)アイロムPM等）及び関連会社1社（CJ PARTNERS(株)）により構成されており、より良い医療環境実現のため、医療関連分野における総合的な医療サポート企業として、様々な事業を展開しております。なお、CJ PARTNERS(株)は持分法を適用した関連会社であります。

当社グループの事業における当社及び関係会社の位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) SMO事業

SMO（Site Management Organization、治験施設支援機関）は、臨床試験の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託し、代行及び支援する治験施設支援機関として位置づけられております。当社グループでは、CRO事業との連携により、医薬品等に関する臨床試験計画の立案及び医療機関/治験責任医師の選定段階から関与し、第I相から第IV相にいたる臨床試験の実施に係る支援業務を包括的に受託し、SMO業務を提供しております。臨床試験は、倫理性、科学性及び信頼性の確保が必要なことから、GCP（Good Clinical Practice、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令）、治験実施計画書（Protocol）及びSOP（Standard Operating Procedure、標準業務手順書）等の厳格なルールに基づいて実施されます。

（主な関係会社）(株)アイロム、(株)アイロムCS、(株)エシック

(2) CRO事業

CRO（Contract Research Organization：開発業務受託機関）事業では、日本及びオーストラリアにて保有する臨床試験実施施設において、早期臨床試験を実施し、国内外の製薬企業等のグローバル開発を支援しております。また、国内において、企業主導の臨床試験支援を行うとともに、アカデミアを中心に再生医療等製品や難治性疾患等の医師主導型治験・臨床研究の支援を行っております。

（主な関係会社）(株)アイクロス、CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD

(3) 先端医療事業

先端医療事業では、高性能かつ安全性の高いベクター技術を用いて、遺伝子治療剤の開発およびiPS細胞関連技術等を基盤とした再生医療領域における研究開発と事業化を行うとともに、医薬品製造受託機関として、臨床用ベクター・遺伝子治療剤・再生医療等製品などの受託製造を行っております。また、一般用医薬品や医薬部外品、化粧品等の販売を行うEC事業（Electronic Commerce、電子商取引）を行っております。

（主な関係会社）(株)IDファーマ

(4) メディカルサポート事業

メディカルサポート事業では、クリニックモール（同一フロア内に診療科目の異なるクリニックが集まった複合型医療施設）の設置及び賃貸等やそれに付随する業務、医薬コンサルティング等、医薬経営を全般的かつ包括的に支援する事業を主として行っております。

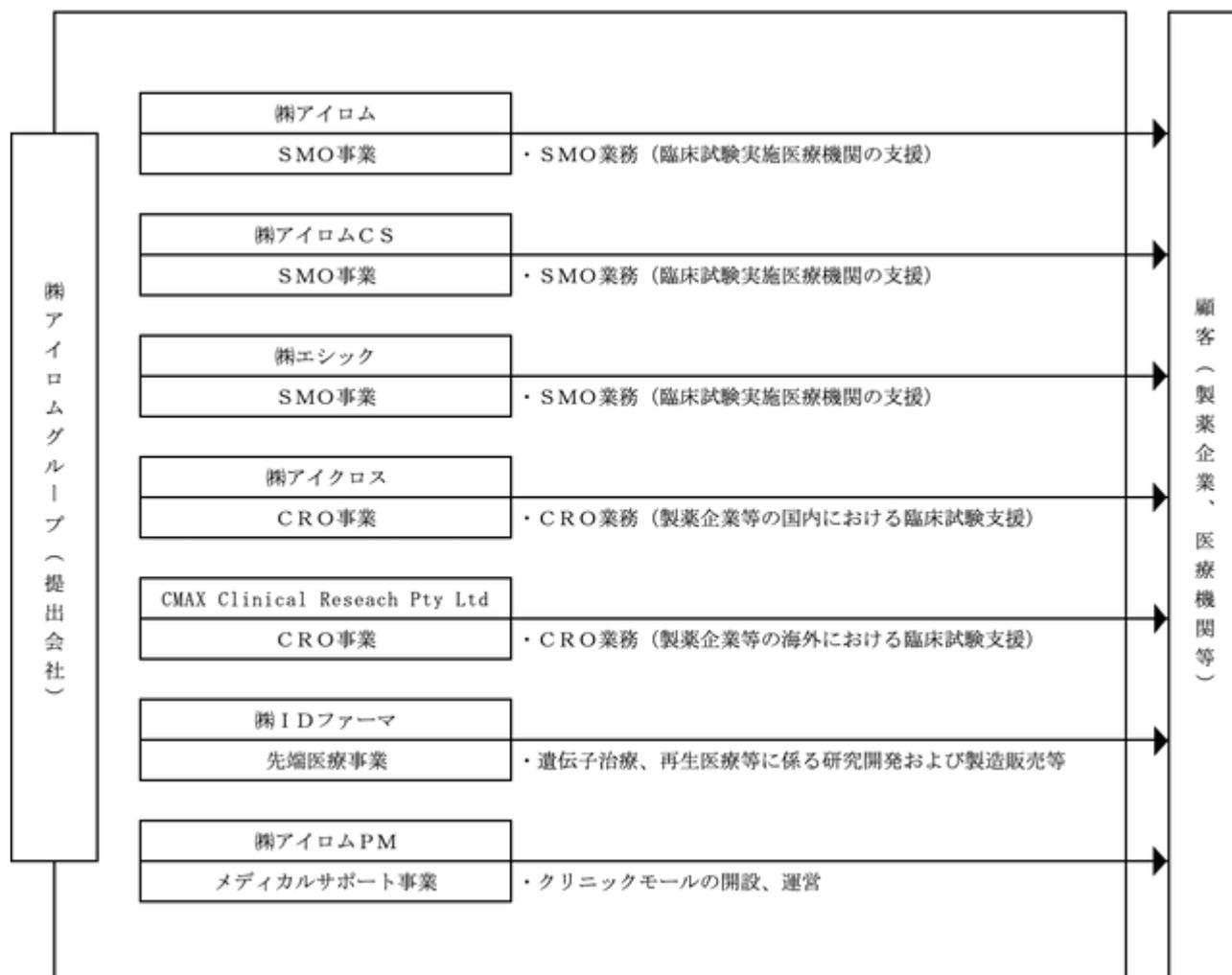
（主な関係会社）(株)アイロムPM

(5) その他

上記以外の事業を行っております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

当社グループの主な事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

2020年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)アイロム (注) 4、5	東京都千代田区	50	SMO事業	100.0	役員の兼任
(株)アイロムCS	福岡県福岡市	30	SMO事業	100.0	役員の兼任
(株)エシック (注) 4、5	東京都千代田区	35	SMO事業	100.0	役員の兼任
(株)アイクロス	東京都千代田区	50	CRO事業	100.0	役員の兼任
C MAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD (注) 5	豪州 アデレード市	0	CRO事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
(株)IDファーマ	東京都千代田区	30	先端医療事業	100.0	役員の兼任
(株)アイロムPM (注) 4	東京都千代田区	11	メディカルサポート 事業	100.0	役員の兼任
I'ROM LIMITED (注) 4	中国 香港	1,405	その他の事業	100.0	役員の兼任
その他12社					
(持分法適用関連会社)					
CJ PARTNERS(株)	東京都渋谷区	0	その他	22.2	

- (注) 1 上記会社のうちには、有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 3 「議決権の所有割合」欄の()につきましては、間接所有割合であります。
 4 特定子会社であります。
 5 (株)アイロム、(株)エシック、C MAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD、については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	(株)アイロム	(株)エシック	C MAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD
① 売上高	3,219百万円	2,540百万円	1,444百万円
② 経常利益	205百万円	123百万円	18百万円
③ 当期純利益	28百万円	124百万円	13百万円
④ 純資産額	1,251百万円	771百万円	93百万円
⑤ 総資産額	1,894百万円	1,640百万円	971百万円

- 6 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
SMO事業	574	(41)
CRO事業	79	(90)
先端医療事業	57	(12)
メディカルサポート事業	1	(-)
その他	2	(-)
全社(共通)	83	(12)
合計	796	(155)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の業務に区分できない管理部門に所属している従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
83 (12)	38.4	8.3	4,947

セグメントの名称	従業員数(名)	
全社(共通)	83	(12)
合計	83	(12)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社に労働組合はありません。
 また、労働者との間に特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは、『明日への希望をつなぐ医療を目指して進み続ける』という企業理念のもと、創業以来一貫して患者様の生活の質を高めるために、先端医療に関わる技術開発に取り組むとともに、医薬品等の臨床開発を支援しています。それぞれの事業推進の過程で得られたノウハウやネットワーク等を組み合わせてグループ価値を高めながら各事業に積極的に取り組むことで、医療の発展に貢献してまいります。

その上で、当社グループは、SMO事業やCRO事業の収益性を継続的に高めるとともに、先端医療事業を本格的な成長軌道にのせることにより、企業の成長と財務体質の強化を図り、営業利益率（対売上高）の向上に努めてまいります。

(2) 各事業における経営環境および中長期的な経営戦略

当社グループは、事業を取り巻く各種法令の制定や改訂等を更なる事業発展の機会と捉え、各事業において変革と革新に取り組むとともに、人材教育の徹底により事業環境の変化に合わせた高品質なサービスを提供することで、企業価値の向上を図ります。各事業においては、事業環境を踏まえ、経営戦略を次の通り策定しております。

① SMO事業

医薬品の開発はがんや難治性疾患等の疾患分野へと移行してきており、そのような疾患の治療法として再生医療等の医薬品開発が進められています。また、医薬品・医療機器等の開発はグローバル化や開発期間の短縮化が進むとともに、開発手法の変化により、臨床試験に対するニーズの多様化が続いています。当社グループのSMO事業では、医薬品開発を取り巻く環境の変化に迅速に対応すべく、引き続き大学病院や専門医療センター等の基幹病院との提携を拡大するとともに、複雑化・高度化する臨床試験に柔軟に対応するため、より一層の人材教育の徹底を図ります。また、GCPガイダンスの改正に伴い臨床試験実施医療施設における臨床試験の品質向上やプロセス管理強化が求められており、CRC（Clinical Research Coordinator、治験コーディネーター）とCRA（Clinical Research Associate、臨床開発モニター）のハイブリッド型の総合臨床開発企業となることを目指します。

② CRO事業

増加する難治性疾患領域や再生医療等の医薬品開発においては、早い段階から患者様を含めた臨床試験を実施する傾向があり、早期臨床試験実施施設ではより高い品質や多面にわたる役割が求められています。当社グループのCRO事業においては、日本・オーストラリアに保有する臨床試験実施施設における第I相試験を中心とした早期臨床試験の実施支援を行っており、両施設の連携を強化することで、臨床試験における国際的な品質の確保と医薬品開発の動向に迅速に対応できる体制を整えています。引き続き、日本・オーストラリア両国の臨床試験実施施設において安定した収益を確保してまいります。また、オーストラリアにおいては、現地の開業医医師会と連携した臨床試験を推進するとともに、医薬品開発の動きが著しいアジア地域の製薬企業からの早期臨床試験の受託拡大を目指します。

国内では、統計解析分野の強みを活かしたアカデミアを中心とした臨床試験支援の受託拡大を進めるとともに、製薬企業やバイオベンチャーによる再生医療等製品などの先端医療製品の臨床開発が増加していることから、当社グループのもつSMO事業や先端医療事業での知見やノウハウを活かし、臨床開発支援の受託件数と支援実績の拡大を図ってまいります。

③ 先端医療事業

医薬品開発における創薬技術は低分子医薬品から遺伝子治療や再生医療等のバイオ医薬品に変化してきています。バイオ医薬品市場は年々拡大しており、遺伝子治療製剤の医薬品開発やiPS細胞を用いた臨床試験が進むとともに、医療機関における免疫療法等の細胞治療の提供も増加してきています。

当社グループの先端医療事業では、遺伝子治療や再生医療等に重要な役割を果たすベクターにおいて、安全性と効率性に優れた独自の基盤技術であるセンダイウイルスベクターを保有しており、同ベクターを活用した事業展開を進めています。保有しているGMPベクター製造施設・CPCにおいては、厚生労働省関東信越厚生局より特定細胞加工物製造許可を取得しており、高品質な設備環境において、再生医療等に用いる特定細胞加工物の製造を受託しています。また、同厚生局より再生医療等製品製造業許可を取得し、再生医療等製品の製造販売承認取得後の製造体制の整備を進めています。

先端医療事業では、基盤技術であるセンダイウイルスベクターをベクターの世界標準とすることを目指し、世界各国の製薬企業や研究機関等に対する積極的なライセンス活動を継続するとともに、国内外代理店等を通じたiPS細胞作製キットの売上拡大を図ってまいります。

また、虚血肢治療製剤等の自社開発品の臨床試験・非臨床試験を推進し、主要開発パイプラインのライセンスアウトを目指すとともに、治験国内管理人として海外の先端医療製薬企業の日本における開発を支援し、日本における再生医療等製品の開発促進に取り組みます。

④ メディカルサポート事業

メディカルサポート事業では、既存のクリニックモールから得られる収益を安定的に確保するとともに、グループ各事業の生産施設や臨床試験受託施設等の整備に注力しながら、それらに関わる不動産取引においても収益を確保します。

(3) 会社の対処すべき課題

1. 全社的課題

① 収益力の向上

当社グループは、新しい医薬品・医療技術の発展に貢献すべく、遺伝子治療や再生医療といった先端医療分野における自社開発や受託製造、開発支援等に注力していますが、先端医療事業において安定した収益を確保するには相応の時間がかかるものと考えており、SMO事業・CRO事業・メディカルサポート事業での、収益力の向上が課題となります。これについては、SMO事業において、開発ニーズの高い領域をターゲットに案件の獲得に努めるとともに、支援内容に応じた適切な受託単価の設定や人的資源の適正配置により収益および利益の向上を図ります。CRO事業においては、早期臨床試験の受託拡大に努めるとともに、アカデミアや再生医療等製品の新規臨床試験の受託を拡大するための取り組みを強化します。また、メディカルサポート事業において、クリニックモール事業における運営施設の拡大等により、収益の拡大を図ります。先端医療事業においては、GMPベクター製造施設・CPCにおける臨床用ベクター・遺伝子治療製剤・再生医療等製品の受託拡大による収益確保に加え、一般用医薬品や医薬部外品、化粧品等の販売を行うEC事業により、収益および利益の拡大を図ります。さらに、当社グループの優れた遺伝子導入技術を用いた遺伝子治療製剤や遺伝子編集技術など、新たな医薬品・再生医療等製品の創出に努めるとともに、主要パイプラインの早期ライセンスアウトを目指します。

② 資金調達

当社グループでは、人材の確保や研究開発等のための継続的な投資を行っております。これらの投資は今後の成長のために必要なものと考えています。製薬企業等との共同研究による開発資金の確保や金融機関・資本市場等を通じた資金調達の可能性を必要に応じて検討してまいります。

③ 内部管理体制の整備

当社グループは従来から、取締役に対する監督機能の強化並びに経営の透明性の向上等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおり、意思決定の透明性・迅速性を高めるべく内部管理体制の整備を行っています。また、当社グループはM&A等により業容拡大を図っており、新たにグループ化した関係会社等と理念やビジョン等を共有し、人材・組織・インフラ等の統合を含む実質的な経営統合を早期に実現することが重要となっています。そのような中、関係会社等の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めています。さらに、定期的に業務、業績およびその他重要な事項に関する報告を求めるとともに、業務または業績に重要な影響を及ぼし得る事項については、当社の事前承認を必要とする体制を確保することで、関係会社等の経営内容を的確に把握し、管理する内部環境整備に努めております。

④ 業務品質の確保

医薬品開発を取り巻く環境は日進月歩で変化し、再生医療をはじめとした新技術の開発の増加や開発のグローバル化、開発期間の短縮化、ならびに開発手法の変化等により、臨床試験に対するニーズも多様化してきています。また、そのような変化に伴い、倫理性・科学性・信頼性等の品質に係る関連法規性も複雑化・厳格化してきています。当社グループでは、創業以来、品質を確保するためのプロセス構築と管理を重視しています。プロセスを可視化し、常に検証・改善するとともに、グループ内の業務手順を統一することで、高いレベルでの品質の標準化と迅速な試験実施支援に努めております。

⑤ 人材の確保

SMO事業におけるCRC・SMA（Site Management Associate、治験事務局担当者）やCRO事業におけるCRA、先端医療事業における研究開発・ベクター製造・細胞培養加工等の人材等、各事業の成長に適した人材の確保が必要となっています。当社グループでは、人材の採用及び人材育成を重要な課題と考え取り組んでおります。

2. セグメント別課題

① SMO事業

イ 医療機関との提携拡大

SMO事業においては、製薬企業の医薬品開発動向に合わせた、医療機関の確保が重要な要素となります。医薬品の開発ニーズの高い領域として、がんや難治性疾患等を対象とした臨床試験が増加しているため、その実施が可能な医療機関との提携拡大を推進します。

ロ 高品質なサービスの提供と適正な価格適用の継続

提供するサービスの充実・高品質化を図るため、人材教育の徹底を行っていくとともに、サービスに見合った適正な価格を適用するべく営業活動を推進しております。

② CRO事業

イ 臨床試験実施施設における業務品質の継続的な向上

医療業界では難治性疾患領域や再生医療等の医薬品開発が増加しており、医薬品開発に係る業務は高度化するとともに、高い業務品質が求められています。そのため、早期臨床試験を中心とした臨床試験の実施を受託している当社グループの臨床試験実施施設においては、医薬品開発を取り巻く環境の変化や関連法規制の制定・改正等に迅速に対応し、業務品質を継続的に向上することが必要となります。当社グループが保有する臨床試験実施施設においては、QMS（Quality Management System）年間計画の見直しやSOP（Standard Operating Procedures）の改訂・新設等を積極的に進めるとともに、品質管理委員会等の品質に関わる複数の委員会を設置することであらゆる角度から品質の継続的改善に努めております。

ロ 先端医療製品の臨床試験支援の拡大

国内においては、製薬企業やバイオベンチャー、大学等による再生医療等製品をはじめとした先端医療製品の開発が増加傾向にあり、そのような医薬品開発における臨床試験支援を拡大することがCRO事業の収益向上の重要な要素となると考えております。当社グループのCRO事業においては、SMO事業が保有する大学病院等の医療機関ネットワークや先端医療事業が推進する治験国内管理人サービスと連携し、先端医療製品に係る臨床試験支援の拡大を推進してまいります。

③ 先端医療事業

イ 医薬品・再生医療等製品の候補品の確保

先端医療事業においては既存の研究開発のみならず、今後の事業の継続・成長のために医薬品・再生医療等製品の新たな候補品を確保することが必要です。当社グループでは、中長期的な成長を目指して製品の候補品の創出に取り組みます。そのために、当社グループの基盤技術であるセンダイウイルスベクターやサル免疫不全ウイルスベクターにどのような治療用遺伝子を搭載するのかについて世界中の有力な研究成果情報を収集し、またその専門家と多くの検討機会を得ることが重要です。当社グループでは、すでに国内外の複数の有力な研究機関との提携や共同研究を実施しており、お互いの保有する技術や知見、ネットワーク等を活用した研究・開発を進めております。そのような優れた研究機関と積極的に連携することで医薬品や再生医療等製品の候補品の確保に努めてまいります。

ロ 医薬品・再生医療等製品の候補品開発の推進

当社グループは現在、新型コロナウイルスに対する新規ワクチンや虚血肢治療製剤など、複数の医薬候補品を保有しています。当社グループでは、SMO・CRO事業等で培った臨床試験に関する知見や国内外ネットワーク等を活用して、医薬品・再生医療等製品の候補品の迅速な開発を推進してまいります。

ハ GMPベクター製造施設・CPCにおける受託製造

当社グループはGMPベクター製造施設・CPCにおいて、臨床用ベクターや臨床試験に用いられる遺伝子治療製剤の製造や、医療機関において免疫療法等に用いられる細胞の培養加工等を行っています。受託製造は堅調に推移しておりますが、先端医療事業の更なる収益向上に貢献するよう、引き続き積極的に案件を受託し、製造実績を積み重ねてまいります。

ニ ライセンス活動の強化

当社グループではこれまでに、iPS細胞作製技術について大手製薬企業に対する技術実施を許諾した実績があります。このように当社グループの技術利用可能性を高めるライセンス活動は、開発等の活動の成果として得られるマイルストーンや市販後の売上に応じて得られるロイヤリティといった中長期的な収益を確保する可能性を広げることから先端医療分野の成長に欠かせないものであります。従いまして今後も企業や研究機関等に対して、基盤技術であるセンダイウイルスベクターを用いたiPS細胞・分化細胞を作製する技術や遺伝子改変キットを用いた遺伝子編集技術等のライセンス活動を積極的に推進するとともに、当社が開発を進める遺伝子治療製剤等の主要パイプラインの早期ライセンスアウトに向けた取り組みを進めてまいります。

ホ 特許戦略の強化

先端医療技術については特許の確保が極めて重要であり、当社グループではその対応を進めています。成長性の高い領域の特許を戦略的に取得するとともに、特に基盤技術については特許期間満了に対応するため関連した技術改良とその特許取得を行ってまいります。

ヘ 取扱商品の拡充

一般用医薬品や医薬部外品、化粧品等の販売を行うEC事業については、顧客のニーズに応じた取扱商品の拡充が収益向上の重要な要素であります。当社グループでは商品の自社開発を行うとともに、提携企業の拡大を進めてまいります。

④ メディカルサポート事業

新規施設の整備と円滑な管理・運営

メディカルサポート事業では、クリニックモール事業における医療機関等の施設管理やグループ各社の施設整備・管理等を行っており、新規施設の適切かつ迅速な整備、および円滑な管理・運営がメディカルサポート事業の収益向上とグループ各事業の積極的な事業展開に繋がるものと考えています。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営全般に関わるリスク

① 法令等の遵守について

当社グループの事業は、疾病の克服や健康の維持増進に貢献するサービス・製品を提供していくものであり、一般的な会社法上の遵守に加え、GCP等の遵守など多様な範囲でのコンプライアンスが要求されております。仮にこれら各種ルールのいずれかの遵守状況に疑念が生じた場合等には、製薬企業等主力取引先からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

② 債権の貸倒れ

当社グループは、与信管理に十分留意しておりますが、不測の事態による貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。しかし、経済環境の悪化または、その他予期せざる事由により、実際の回収不能額が当該見込みを大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。そのような場合には、貸倒費用の増加から当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

③ 資金の調達

当社グループは、将来、金融システム不安、信用収縮、流動性の低下などの金融情勢の変化により、必要とする十分な資金調達ができない場合、当社グループの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④ 人材の確保及び育成

SMO事業においては、薬剤師、看護師、臨床検査技師などの有資格者等を採用し、治験実施の基本であるGCPや標準業務手順書、その他医薬品に関する教育研修を行うなど、SMO業務に適した人材の確保及び育成に努めております。しかし、十分な人材の確保ができない場合及び社員教育の不備により人材育成が不十分な場合、SMO業務の遂行に支障が生じるだけでなく、医療機関及び製薬企業等または患者様からの信用が損なわれることも考えられ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

CRO事業においては、モニタリング及び統計解析の経験者を中心に採用し、CRO業務に適した人材の確保及び育成に努めております。しかし、十分な人材の確保ができない場合及び社員教育の不備により人材育成が不十分な場合、CRO業務の遂行に支障が生じるだけでなく、医療機関及び製薬企業等からの信用が損なわれることも考えられ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

先端医療事業においては、円滑な事業推進及び新規医薬候補品の開発のためには、研究開発・ベクター製造・細胞培養加工等を行う専門的な人材の確保が必要であり、適切な人材が確保できない場合及び優れた人材の流出が起きた場合には当社グループの成長が抑制される可能性があります。

⑤ 業務提携・資本提携等について

当社グループは、医療関連事業の拡大、経営資源の有効活用、企業価値向上を目指して、今後も他社との業務提携や資本提携・買収等を行う可能性があります。しかし、新たに業務提携や買収等が実現したとしても、当社グループが期待するような成果が生まれる保証はなく、かえって当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性もあります。

⑥ 海外での事業展開

当社グループでは、オーストラリアにおけるCRO事業や中国における先端医療事業の取り組み等、複数の海外拠点において事業を展開しておりますが、現地法規制やマーケットの状況の予期せぬ変化や為替相場の変動等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 各事業推進上のリスク

① SMO事業・CRO事業

イ 法的規制の新設及び法改正による影響

当社グループでは臨床試験の支援に際し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」、GCP、その他関連法令等の規制を受けておりますが、今後新たに規制が設けられた場合、あるいは改正等により規制が強化された場合には当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

ロ 医薬品開発ニーズの変化

従来、糖尿病・高血圧症・脂質異常症など生活習慣病が中心であった製薬企業の開発領域は、がん等の難治性疾患分野へと移行してきており、さらにそのような疾患の革新的治療法として遺伝子治療や再生医療等の医薬品開発が進められています。当社グループでは大学病院や専門医療センター等の基幹病院との提携を拡大するとともに、人材育成に注力することで臨床試験を含む医薬品開発を取り巻く環境の変化への迅速な対応に努めています。しかしながら、同業他社との競争激化等により医療機関との提携が停滞した場合や開発ニーズの変化を見越した人材育成を十分に行うことができない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ハ 競合状況の変化

当社グループでは、積極的なM&Aの実施により支援領域や支援エリアを拡大してまいりましたが、同業他社も事業拡大のためのM&Aを進めており、受注活動において規模面で優位性が保てなくなると、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ニ 臨床試験の中止・延期あるいは臨床試験期間の延長による影響

製薬企業等の開発戦略の変更や試験実施計画書の変更等により、臨床試験の中止や延期、あるいは臨床試験期間が延長された場合には、予定していた売上が計上されない、または計上時期が翌期以降に遅れる可能性があります。当社グループは、安定した収益を確保するために、受注案件の選定には注意を払い、特定の案件に受注が偏らぬようリスクヘッジを行っております。しかしながら、計画通りに受注が進まず大型案件等に著しく受注が偏り、それらの案件が中止や延期になった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

ホ 臨床試験に関わるデータの取扱いについて

臨床試験においては、医療機関の指示の元に被験者データの記録や保管の支援を行いますが、データの取り扱いにおいて故意のデータ改ざんや過誤があった場合には、対象となった臨床試験結果全体の信頼性に影響を与えるだけでなく、依頼者である製薬企業が実施している他の臨床試験にも影響を与えることになり、製薬企業から損害賠償を求められる可能性があります。また、当社グループの臨床試験受託施設において被験者データの測定機器の整備不良による誤った結果の報告や運用システム上の不備によるデータの取り違い等があった場合にも、同様に、損害賠償を求められる可能性があります。当社グループは、GCPをはじめとした法令順守はもちろんのこと、社内研修や定期的な点検を通じてデータの取り扱いには細心の注意を払うよう努めておりますが、故意のデータ改ざんや過失による被験者データの取り違い等があった場合には、損害賠償請求を受けるだけでなく、当社グループの信用が損なわれ、経営に影響を及ぼす可能性があります。

ヘ 被験者等の個人情報漏洩

臨床試験の支援においては、被験者やその候補者と直接接触し、医療機関が作成・保存するカルテ、症例報告書、その他の個人情報を記録した多くの書類を取り扱っております。このため、当社グループは、個人情報保護ガイドラインを制定しているほか、被験者等のプライバシーや個人情報の保護に最大限の配慮を払っております。しかし、こうした社内体制が十分に機能せず当社グループより被験者等のプライバシーや個人情報が漏洩した場合には、被験者等を始め医療機関や製薬企業等からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

ト 臨床試験に関する機密情報の漏洩

当社グループは、臨床試験に関する機密情報を厳重に管理するとともに、役員及び従業員に対して在職中、退職後を問わず機密情報を他に開示することを禁じております。しかし、万一当社グループ及びその関係者より機密情報が第三者に流出した場合には、製薬企業等からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

② 先端医療事業

イ 当社グループの事業に必要な特許権について

当社グループの事業活動に必要な特許権につきましてはその成立に努力して行く方針ですが、当社グループが出願中の特許が全て成立する保証はなく、また特許出願によって当社グループの権利を確実に保全できる保証はありません。

当社グループの特許権について第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありませんが、当社グループとしては、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては弁護士及び特許事務所を通じた特別調査を実施しております。しかしながら、当社グループのような研究開発型の事業を有する企業にとって、差止請求、損害賠償請求、使用料請求等の知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。

当社グループが第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、解決に時間及び多大の費用を要する可能性があります。当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、先端医療事業においては、事業推進の上で重要な技術に関わる特許実施許諾契約等を締結しています。それらの契約が解除、その他の理由に基づく終了及び契約期間満了後に円滑に契約更新がなされなかった場合、または、当社グループにとって不利な契約更新がなされた等の場合には、当社グループの事業戦略や経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

ロ 製造物責任について

医薬品及びバイオ関連製品の研究開発及び製造販売においては、製造物責任賠償のリスクが存在しております。当社グループは、開発・製造・販売した製品により使用者・消費者などに被害を引き起こし、又は臨床試験、製造、もしくは販売において製品の安全性に重大な問題が生じた場合には、製造物責任を負うことがあります。また、訴訟の提起により、当社グループの業務及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。もし訴訟の提起等による請求が認められなかった場合にあっても、当社グループの製造物責任による問題が社会的に与える影響により、当社グループ及び当社グループの製品に対する信用が揺らぎ、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

ハ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保等について

当社グループはベクター技術を用いた遺伝子治療用ベクターやiPS細胞作製用ベクター等の生産を行っており、これらの物質は、基礎研究の他、機能未知遺伝子の機能の解析や、創薬のための研究開発、再生医療等に利用されます。ベクターは遺伝子組換え技術により作製され、利用されますが、その際、遺伝子組換え生物の使用における環境面でのリスクに関する「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」による規制を受けております。当社グループは本法律を順守し、安全性及び環境保護の立場から拡散防止の体制を最大限とっております。この規制法成立の前提となったカルタヘナ条約に将来変更等があった場合には、当社グループの行っている研究開発に重大な影響を及ぼす可能性があります。

ニ 研究開発について

一般に医薬品・再生医療等製品の研究開発において、成功裏に上市させるためには、相当の投資と長い期間を必要としますが、開発の過程で期待した有効性が証明できない場合や安全性などの理由により、開発の継続を断念しなければならない可能性があります。また、第三者との研究開発に係る提携についても、契約条件の変更・解消等が起こった場合、当社グループの経営に影響を与える可能性があります。

ホ 各国薬事法制の改正等による開発・製造・販売への影響

当社グループでは医薬品・医療技術の研究開発及び製造販売やサービス提供を行っておりますが、これらの活動は、各国における医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保のための関連法令等の規制を受けております。今後、各国の関連法令等の改正等が行われた場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ メディカルサポート事業

イ クリニックモールの運営について

当社グループは、クリニックモールを基盤としたメディカルサポート事業の構築を目指し、地域に応じたクリニックモールを展開中であり、しかし、クリニックモールによる事業展開は、資金負担が大きいこと、入居する医療施設等が予定どおりに集まるとは限らないことなど、その将来性は不明確であり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ 不動産等、固定資産の価値下落

当社グループは、不動産の賃貸等を行っております。将来、不動産市況が悪化した場合や取引相手先の意向に変化が生じた場合などには、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、地価及び賃貸価格の下落が生じた場合には、保有する賃貸用の不動産の評価額について減損処理を行う必要が生じる可能性があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するリスク

当社グループの各事業は、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大や流行の長期化およびそれらに伴う行政の対応等によりその影響を受ける可能性があります。なお、以下のリスクは本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、今後の状況の変化により新たなリスクが発生する可能性があります。

① SMO事業

以下の事項が発生することにより、臨床試験（主に治験）の受託試験数や被験者登録数が減少し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

- イ 治験依頼者、治験実施医療機関、治験審査委員会等の判断により、新規臨床試験の開始が中止または開始時期が延期となった場合
- ロ 治験依頼者、治験実施医療機関、治験審査委員会等の判断により、実施中の臨床試験の中止や新規被験者の登録が中断された場合
- ハ 治験依頼者において、関連書類の電子化やリモート対応等の治験実施医療機関の体制・設備に対する要望が強まり、提携医療機関が治験依頼者の選定基準を満たすことが困難となった場合

② CRO事業

以下の事項が発生することにより、臨床試験（治験や臨床研究等）の受託試験数が減少し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

- イ 早期臨床試験実施施設において、治験依頼者、治験審査委員会等の判断により、新規臨床試験の開始が中止または開始時期が延期となった場合
- ロ 早期臨床試験実施施設において、治験依頼者、治験審査委員会等の判断により、実施中の臨床試験の中止や新規被験者の登録が中断された場合
- ハ 早期臨床試験実施施設において、新型コロナウイルス感染症が発症し、臨床試験の開始・継続ができない場合
- ニ 早期臨床試験実施施設に従事する医師、看護師等の医療従事者が、知事からの要請または指示により、新型コロナウイルス感染症の患者または疑いのある患者などに対する医療を行うこととなり、早期臨床試験実施施設の臨床試験実施体制に影響が生じた場合
- ホ 開発業務支援において、治験依頼者、研究実施機関等の判断により、新規臨床試験の開始が中止または開始時期が延期となった場合
- ヘ 開発業務支援において、治験依頼者、研究実施機関等の判断により、実施中の臨床試験が中止となった場合

③ 先端医療事業

以下の事項が発生することにより、製品の製造・販売や役務の提供等に影響が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

- イ 治験国内管理人サービスにおいて、新規臨床試験の開始が中止または開始時期が延期となった場合
- ロ 研究機関等において、当社グループの製品を使用している研究等の中止・中断・縮小があった場合
- ハ 製品製造において、エタノール等の原料や容器等の資材の仕入れが困難となった場合
- ニ 製品製造において、エタノール等の原料や容器等の資材の搬入に遅延が生じた場合
- ホ 製造所において、新型コロナウイルス感染症が発症し、製造所を休業しなければならない場合

④ メディカルサポート事業

以下の事項が発生することにより、賃料収入が減少し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

- イ 入居テナントにおいて、事業の継続が困難となり、賃貸借契約が解約となった場合
- ロ 入居テナントに対して、事業の継続を支援するため、賃料の減額・免除を行った場合

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表を作成するに当たり、重要である会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

この連結財務諸表の作成において、損益または資産の状況に影響を与える見積り、判断は、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づいた合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

① 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産を計上しており、その繰延税金資産の回収可能性がないと考えられる金額については、その資産の帳簿価額を調整するため評価性引当額を設定しております。繰延税金資産の評価は将来の課税所得の見積りと税務上の実現可能と見込まれる計画に依拠します。仮に将来の市場環境や経営成績の悪化により将来の課税所得が見込みを下回る場合は繰延税金資産の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

② 貸倒引当金

当社グループは、営業債権及び利息を含む金融債権について、顧客の返済能力を考慮し、回収不能額を見積もった上で、貸倒引当金を計上しています。また、特定の顧客について債務の返済が困難であることが明らかになった場合には、債権の担保資産の価格を考慮の上、個別に引当を行います。貸倒引当金の金額に重大な影響を及ぼす状況としては、国内及び主な海外市場の経済状況の悪化や医療関係諸制度の変更に伴い顧客の財政状態が悪化した場合や、債権の担保となっている顧客の資産価値が下落した場合が考えられます。

③ 投資有価証券

当社グループは、毎期末に投資有価証券の評価の見直しを行っております。

その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定）。時価が著しく下落したときは、その回復可能性につきまして、合理的な判断を行うようにしております。

また、その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。実質価額が著しく低下したときは、事業計画等によりその回復可能性につきまして、合理的な判断を行うようにしております。

④ 収益認識

S MO 事業収入は、治験の実態等を鑑み、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。

(2) 経営成績

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行により、世界中の人々の健康で安全な生活が脅かされており、経済活動の制限等による世界経済への影響など、依然として先行きが不透明な状況が続いています。そのような環境の中、医療業界においては、全世界で新型コロナウイルスに対するワクチンおよび治療薬の開発が待ち望まれており、国内外での研究・開発が急ピッチで進められています。

当社グループにおいても、基盤技術として保有するセンダイウイルスベクターを用いた新型コロナウイルスに対する新規ワクチンの開発を開始いたしました。センダイウイルスベクターを用いたワクチン開発については、これまでに国立感染症研究所や中国の研究機関等と共同で、エイズ（HIV）ワクチンや結核菌ワクチン等の研究開発を進めています。それらの研究開発の成果から、センダイウイルスベクターを用いたワクチンは高い安全性と有効性が期待でき、そのワクチン製造技術は日本やアジアだけでなく世界的に意義深いものであります。

当社グループは、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大や第二波・第三波といった将来の再流行を防ぐための重要な手段として、新型コロナウイルスに対する新規ワクチンの開発を最重要課題として位置付け、当社グループの総力をあげて開発を推進してまいります。

既存の事業においては、パイプラインの一つである虚血肢治療製剤（DVC1-0101）および網膜色素変性治療製剤（DVC1-0401）について、国内外の製薬企業への導出も視野に入れて開発を進めています。また、新たに販売を開始したiPS細胞作製キットCytoTuneEX™-iPSおよび遺伝子改変キットGenoTune™の販売や技術等のライセンス活動により、新たな製品・技術の研究開発を推進しています。さらに、国内および中国において一般用医薬品や医薬部外品、化粧

品等の販売を行うEC事業（Electronic Commerce：電子商取引）を開始いたしました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行により、先端医療事業で推進している細胞バンク事業における海外医療ツーリズムの事業計画の見直しや、SMO事業の一部の臨床試験において新規試験の開始時期の見直しや実施中試験の新規被験者登録の中断などの影響が発生しております。

その結果、売上高は10,593百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益は1,207百万円（前年同期比0.9%減）、経常利益は1,149百万円（前年同期比3.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,236百万円（前年同期比35.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

SMO事業

当セグメントにおきましては、医薬品・医療機器等の臨床試験において多様化する手法に対応するとともに、GCP（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令）ガイダンスの改正に対応するため、CRC（Clinical Research Coordinator：臨床研究コーディネーター）の教育研修制度や社内認定制度等の充実を継続的に推進しています。また、医薬品開発における疾患領域がアンメット・メディカル・ニーズの高いがんやその他の希少疾患にシフトしているため、がんや腎疾患の専門研修を開始し、大学病院や専門医療センター等の基幹病院との提携を広げております。さらに、臨床試験の複雑化かつ高度化、疾患領域毎・試験毎に異なる手順等、支援内容に応じた適切な受託単価の設定や、アンメット・メディカル・ニーズが高い領域への人的資源の投入を促進することにより、引き続き収益の向上を図っています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行により、一部の臨床試験において新規試験の開始時期の見直しや実施中試験の新規被験者登録の中断があり、売上高が減少しております。

その結果、売上高は6,250百万円（前年同期比5.8%減）、営業利益は2,318百万円（前年同期比5.8%増）となりました。

CRO事業

当セグメントにおきましては、日本・オーストラリア両国にて保有する臨床試験実施施設において、欧米や日本を含むアジア・オセアニア地域の製薬企業等の早期段階の医薬品開発を支援しています。

海外においては、新規臨床試験の受託が増加するとともに、開始が延期となっていた試験が順次開始したことにより、売上および利益がそれぞれ対前期比で増加いたしました。

国内においては、早期臨床試験で失注となった大型案件の補填を進めるとともに、医師主導治験や臨床研究の支援、企業主導治験のモニタリング業務等の受託を推進しています。(株)IBERICAのグループ化により、統計解析分野の強みを活かし、アカデミアを中心とした新規臨床試験の受託が拡大しました。また、(株)IDファーマが治験国内管理人である椎間板変性症治療製剤（IDCT-001）の治験業務を受託し、再生医療等製品の開発支援を開始しました。

その結果、売上高は2,495百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益は97百万円（前年同期比21.4%減）となりました。

先端医療事業

当セグメントにおきましては、新たに新型コロナウイルスに対する新規ワクチンの開発を開始いたしました。開発を進めている虚血肢治療製剤（DVC1-0101）および網膜色素変性治療製剤（DVC1-0401）については、同製剤を用いた臨床試験を実施している大学病院と、臨床試験の結果等のデータ利用等に関するライセンス契約を締結し、国内外の製薬企業への導出も視野に入れて本品の上市に向けた開発を推進しています。また、褐色脂肪細胞製造技術を用いた褐色脂肪様細胞を臨床で使用するために、提携医療機関と再生医療等の提供にかかる手続きを進めています。

細胞バンク事業については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響等で計画の見直しを余儀なくされています。

新たに販売を開始したiPS細胞作製キットCytoTuneEX™-iPSおよび遺伝子改変キットGenoTune™については、販売を促進するとともに技術使用等のライセンスについて国内外の企業やアカデミアと協議を進めており、当社が保有する技術を用いた新たな製品・技術の研究開発を推進しています。

また、国内および中国において一般用医薬品や医薬部外品、化粧品等の販売を行うEC事業を開始いたしました。

その結果、売上高は1,024百万円（前年同期比141.9%増）、営業利益は20百万円（前年同期は営業損失29百万円）となりました。

メディカルサポート事業

当セグメントにおきましては、開発事業者や不動産会社などと連携して、駅からのアクセスや地域の医療需要など、様々な条件を満たす物件を厳選してクリニックモールを開設しています。また、クリニックモールでの開業を検討する医師に対して開業支援を手がけるとともに、開業後の医療機関に臨床試験を紹介するなど、その経営を多角的に支援しており、収益は堅調に推移しています。また、前期は不動産売却による売上がありました。今期は販売を予定していた不動産について、安定した賃料収入が見込めることから売却を見直すことといたしました。

その結果、売上高は794百万円（前年同期比34.9%減）、営業利益は200百万円（前年同期比160.6%増）となりました。

その他

その他の事業におきましては、上記以外の事業等により、売上高は29百万円（前年同期比66.3%増）、営業利益は20百万円（前年同期は営業損失8百万円）となりました。

（注）売上高は外部取引のみの合計であり、セグメントの営業利益は、セグメント間の内部取引による利益を含んだ合計であります。

生産、受注及び販売の状況

① 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
SMO事業	6,407	89.1
合計	6,407	89.1

（注）1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記金額は販売価格によっております。

3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

4 CRO事業、先端医療事業、メディカルサポート事業、及びその他は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載しておりません。

② 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
SMO事業	4,936	65.7	7,419	85.3
合計	4,936	65.7	7,419	85.3

（注）1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 CRO事業、先端医療事業、メディカルサポート事業、及びその他は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載に馴染まないため、記載しておりません。

③ 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
SMO事業	6,250	94.2
CRO事業	2,495	109.3
先端医療事業	1,024	241.9
メディカルサポート事業	794	65.1
その他	29	166.3
合計	10,593	100.1

（注）1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、100分の10以上の販売先がないため、記載を省略しております。

(3) 財政状態

総資産につきましては、前連結会計年度末より1,591百万円増加し、15,105百万円となりました。これは、建物および構築物、土地が増加した一方、投資有価証券が減少したことが主な要因となっております。

負債につきましては、前連結会計年度末より488百万円増加し、7,938百万円となりました。これは長期借入金、1年内返済予定の長期借入金が増加したことが主な要因となっております。

純資産につきましては、前連結会計年度末より1,102百万円増加し、7,167百万円となりました。これは、利益剰余金の増加、新株予約権の行使による資本金および資本剰余金が増加したことが主な要因となっております。

セグメントごとの財政状態は、次のとおりであります。

SMO事業

当セグメント資産は、前連結会計年度末と比べて13百万円増加し、3,604百万円となりました。

当セグメント負債は、前連結会計年度末と比べて336百万円減少し、1,959百万円となりました。これは短期借入金が増加したことが主な要因となっております。

CRO事業

当セグメント資産は、前連結会計年度末と比べて669百万円増加し、2,443百万円となりました。これは売掛金及び有形固定資産が増加したことが主な要因となっております。

当セグメント負債は、前連結会計年度末と比べて1,118百万円増加し、1,738百万円となりました。これはリース債務が増加したことが主な要因となっております。

先端医療事業

当セグメント資産は、前連結会計年度末と比べて690百万円増加し、1,577百万円となりました。これは売掛金及び投資有価証券が増加したことが主な要因となっております。

当セグメント負債は、前連結会計年度末と比べて697百万円増加し、918百万円となりました。これは短期借入金が増加したことが主な要因となっております。

メディカルサポート事業

当セグメント資産は、前連結会計年度末と比べて904百万円増加し、5,069百万円となりました。これは建物及び構築物が増加したことが主な要因となっております。

当セグメント負債は、前連結会計年度末と比べて758百万円増加し、4,004百万円となりました。これは短期借入金が増加したことが主な要因となっております。

(4) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末のキャッシュ・フローについては、営業活動により637百万円増加し、投資活動により1,542百万円減少し、財務活動により258百万円増加した結果、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、期首残高2,816百万円よりも642百万円減少し、2,174百万円（前年同期比22.8%減）となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、637百万円（前年同期は504百万円の取得）となりました。

これは、税金等調整前当期純利益の計上1,127百万円が主な要因となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,542百万円（前年同期は2,216百万円の支出）となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出1,401百万円、投資有価証券の売却による収入729百万円が主な要因となっております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、258百万円（前年同期は2,148百万円の取得）となりました。

これは、長期借入金の借入による収入2,690百万円、長期借入金の返済による支出2,090百万円が主な要因となっております。

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

当社グループの資金状況における運転資金及び設備投資資金につきましては、主として営業活動によるキャッシュ・フロー及び銀行等からの借入金により資金調達をしております。資金計画につきましては営業活動により得られた資金を有効活用しております。当社は、当事業年度末現在の現金及び現金同等物、今後の営業活動によって得られるキャッシュ・フロー並びに既存の調達による資金が、当面の営業活動を維持するのに十分な水準であると考えております。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
自己資本比率 (%)	50.4	44.5	47.2
時価ベースの自己資本比率 (%)	318.5	128.6	101.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	1.5	10.4	8.9
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	37.2	9.9	8.6

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

3 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを使用しております。

4 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利息を支払っている全ての負債を対象としております。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
(株)IDファーマ	大日本住友製薬(株)	日本	臨床用iPS細胞作製技術	2014年9月30日	2014年9月30日から	特許実施許諾

5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、先端医療事業において、センダイウイルスベクターの基盤技術・基本特許ならびにiPS細胞作製技術と特許を活用して、遺伝子治療や再生医療等の研究開発を行っています。

遺伝子創薬分野においては、センダイウイルスベクターを用いた新型コロナウイルスワクチンの開発を日本および中国で開始しました。また、主要パイプラインである虚血肢治療製剤の臨床開発を日本、オーストラリアおよび中国で推進しています。有力研究機関等との共同研究や自社の研究開発による医薬候補品のシーズの育成にも注力しており、防衛医科大学との感音性難聴を対象とした共同研究による内耳・蝸牛組織への遺伝子導入方法をもとにした難聴治療製剤や多能性幹細胞から褐色脂肪細胞を製造する技術を用いた細胞治療製剤の開発にも注力しており、既に特許を有している樹状細胞についても臨床用への技術改良を進めています。

再生医療分野においては、iPS細胞作製キット「CytoTune®-iPS」の開発・製造販売・事業化を推進しています。CytoTune®-iPSは、センダイウイルスベクターにiPS細胞作製に関わる4つの山中因子（Oct遺伝子、Sox遺伝子、Klf遺伝子、Myc遺伝子）を搭載したiPS細胞作製キットであり、その安全性と作製効率から世界中の研究者から高い評価を得ています。当社グループは、同技術の積極的なライセンス活動を進めており、日本、欧米および中国の製薬企業・バイオベンチャー等に対するライセンス件数が拡大しています。また、CytoTune®-iPSの臨床応用に向けてより高い安全性・効率性を追求し、継続して技術改良を行っており、新製品である「CytoTuneEX™-iPS」の販売を開始しています。さらに、iPS細胞作製技術開発に加えて、iPS細胞由来の研究用や治療用の分化細胞作製について、有力な研究機関との共同研究を通じて取り組んでいます。iPS細胞から分化誘導に必要な転写因子を搭載したセンダイウイルスベクターを作製し改良することで、センダイウイルスベクターを用いた標的細胞への分化誘導法の確立を目指しています。

また、基盤技術の活用の拡大と事業化に取り組んでおり、当連結会計年度においては、センダイウイルスベクター等のベクター技術を用いた遺伝子改変キット「GenoTune™」の販売を開始し、GenoTune™を用いた製品・技術の研究開発およびライセンス活動を進めています。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は133百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,524百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、設備投資の金額には、有形固定資産及び無形固定資産を含めております。

- (1) SMO事業
当連結会計年度の主な設備投資等は、車輛運搬具を中心とする、総額5百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。
- (2) CRO事業
当連結会計年度の主な設備投資等は、建物附属設備を中心とする、総額20百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。
- (3) 先端医療事業
当連結会計年度は重要な設備投資は有りません。なお、重要な設備の除却または売却はありません。
- (4) メディカルサポート事業
当連結会計年度の主な設備投資等は、土地、建物を中心とする、総額957百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。
- (5) その他
当連結会計年度は重要な設備投資は有りません。なお、重要な設備の除却または売却はありません。
- (6) 全社共通
当連結会計年度は重要な設備投資は、車輛運搬具を中心とする、総額517百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建 物	車輛運搬具	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	—	本社機能	30	473	4	508	83 (12)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員を外数で記載しております。

(2) 子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地	その他	合計	
㈱アイロムPM	IDファーマ 研究所等 (注)4 (茨城県つくば市)	メディカル サポート事業	クリニック モール等	1,613	1,220	402	3,236	1 (-)
CMAx CLINICAL RESEARCH PTY LTD	本社 (豪州アデレード市)	CRO事業	治験実施施設	502	-	-	502	26 (45)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員を外数で記載しております。
4 連結子会社 ㈱IDファーマ、(一社)ICR及び連結会社以外への賃貸設備であります。

3 【設備の新設、除却計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
㈱アイロムPM	沖縄県国頭郡 金武町	メディカル サポート事業	ホテル	4,000	-	自己資金 及び 借入金	2020年3月	2021年9月	—

(注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,281,680
計	37,281,680

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,048,865	12,282,565	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	12,048,865	12,282,565	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第5回新株予約権	
決議年月日	2013年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社並びに当社子会社の取締役 14名 当社並びに当社子会社の監査役 3名 当社並びに当社子会社の従業員 55名 社外協力者 1名
新株予約権の数(個) ※	6,000(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり808円(注)1、2
新株予約権の行使期間 ※	2015年9月14日～2022年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 808円 資本組入額 404円(注)1、3
新株予約権の行使条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 2013年5月28日開催の取締役会決議により2013年10月1日付で1株を10株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。当該調整後付与株式数を適用する日については、(注)3(2)①を準用します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通

知又は公告するものとします。

- 3 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とします。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用します。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとします。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。
- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を保有していることを要します。ただし、任期満了による退任その他、当社取締役会が正当と認める事由がある場合にはこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできません。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。
- 5 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりであります。
- 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げます。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記（注）5に準じて決定します。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

第8回新株予約権	
決議年月日	2016年5月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社並びに当社子会社の取締役 17名 当社並びに当社子会社の執行役員及び従業員 8名
新株予約権の数（個）※	5,975（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 597,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株当たり1,204円（注）2
新株予約権の行使期間 ※	2017年5月16日～2020年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,204円 資本組入額 602円（注）3
新株予約権の行使条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在においては、新株予約権の行使期間の満了により、未行使の新株予約権3,638個が消滅しております。

（注）1 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

- 3 但し下記（注）4に定める業績達成条件のその他特約の条件に該当する場合は、行使可能期間を2018年5月16日から2021年5月15日までとするものとします。
- 4 下記①の条件に合致し、②、③乃至④の事項に抵触しない限り権利行使を行うことができるものとします。
- ① 各新株予約権者は、下記（i）乃至（ii）に定める決算期における当社連結損益計算書に記載の売上高が下記（i）乃至（ii）に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができるものとします。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とします。
- （i）第20期の売上高が第19期の売上高の105%を超過した場合
 達成期： 第20期（2017年3月期）
 行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで
 その他特約：（i）を満たさなかった場合、第21期の売上高が第19期の売上高の105%を超過した場合、割当てられた本新株予約権の50%まで行使できるものとします。
- （ii）第20期の売上高が第19期の売上高の110%を超過した場合
 達成期： 第20期（2017年3月期）
 行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで
 その他特約：（i）を満たさかつ（ii）を満たさなかった場合、第21期の売上高が第19期の売上高の110%を超過した場合、割当てられた本新株予約権の50%を行使できるものとします。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 新株予約権者が本新株予約権を当社グループの役職員の立場から外れた際に放棄したものと見做し、放棄に該当する場合には、当該本新株予約権を行使することができないものとします。
- ④ 割当日から行使期間で定める期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が500円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ⑤ 当社は、2018年3月期の決算短信開示にて本項①に定める業績判定水準を満たさなかった場合、②、③、④が生じた場合、行使可能期間で定める期間が満了した場合、乃至下記（注）5の取得条件が生じた場合、いずれの場合にも未行使で残存する新株予約権が生じた場合には、新株予約権者は以下（i）、（ii）の手続きによる承認に基づき、当社が取得消去し新株予約権と引換えに払い込まれた金銭を払戻し可能とする。
- （i）代表取締役：取締役会の決議
 （ii）代表取締役以外の新株予約権者：代表取締役の書面による同意
- 5 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりであります。
- 以下の（1）、（2）、（3）、（4）又は（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個あたり2,043円の価額で新株予約権を取得することができるものとします。
- （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 （2）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 （4）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 （5）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、下記の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式
- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ決定
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項（3）に従って定められる当該新株

- 予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げ、資本準備金は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認が必要
 - (8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件(注)4」に準じて決定
 - (9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	800,000	11,423,665	347	3,384	347	1,343
2017年4月1日～ 2018年3月31日(注)2	280,000	11,703,665	128	3,513	230	1,573
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)1	8,200	11,711,865	4	3,517	4	1,577
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)1	337,000	12,048,865	202	3,720	202	1,780

(注) 1 新株予約権の権利行使による増加であります。

2 新株予約権の権利行使、および㈱エシックとの株式交換(交換比率1:10)に伴う新株発行による増加であります。

3 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が233,700株、資本金および資本準備金がそれぞれ143百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	18	29	86	31	20	7,762	7,946	-
所有株式数 (単元)	-	5,974	1,793	1,664	1,587	337	107,234	118,589	189,965
所有株式数 の割合(%)	-	5.04	1.51	1.40	1.34	0.28	90.42	100.00	-

(注) 1 自己株式228,815株は、「個人その他」に2,288単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。

2 上記「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が30株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
森 豊隆	東京都港区	4,754,250	40.22
森 利恵	東京都港区	825,000	6.98
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市	330,000	2.79
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	152,600	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	138,000	1.17
渡邊 定雄	東京都板橋区	116,000	0.98
森 龍介	東京都港区	75,000	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	69,300	0.59
森 博和	大阪府大阪市	63,400	0.54
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口6)	東京都中央区晴海1-8-11	55,100	0.47
計	—	6,578,650	55.66

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	152,600株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	138,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口2)	69,300株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口6)	55,100株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 228,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,630,100	116,301	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 189,965	—	—
発行済株式総数	12,048,865	—	—
総株主の議決権	—	116,301	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が30株、当社保有の自己株式が15株含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)アイロムグループ	東京都千代田区富士見 二丁目10番2号	228,800	—	228,800	1.90
計	—	228,800	—	228,800	1.90

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	570	0
当期間における取得自己株式	150	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き取る者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	150	0	—	—
保有自己株式数	228,815	—	228,965	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本に、業績と、企業体質強化及び今後の成長に向けた留保とを総合的に勘案した上で利益配分を決定しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月7日 取締役会決議	236	20
2020年6月25日 定時株主総会決議	236	20

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念を策定し、株主の権利の確保に努め、また情報開示を充実させるとともに株主との建設的な対話を進めることや、取締役会など会社機関の役割・責務を明確にすることを重視して、コーポレート・ガバナンスに取り組んでいます。そのような考え方のもとで、当社は2016年6月28日開催の当社第19回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社においては、監査等委員会が監査・監督機能を果たします。当社はこれにより経営の健全性と透明性の向上および迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。

2. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会設置会社においては、監査等委員会が監査・監督機能を果たします。監査等委員会は、3名以上の取締役、かつ、その過半数が社外取締役で構成され、組織的な監査を行います。監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有していることから、業務執行取締役の事業推進活動を直接的に監督することが可能となり、監査にとどまらず、監督・評価・助言機能が期待されています。

監査等委員会設置会社においては、また、取締役の過半数が社外取締役である場合のほか、定款に規定を設けることで、取締役会の決議により重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することができます。これにより、監査等委員会設置会社における、取締役会の役割は、業務執行に対する監督が中心となるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行が期待できます。

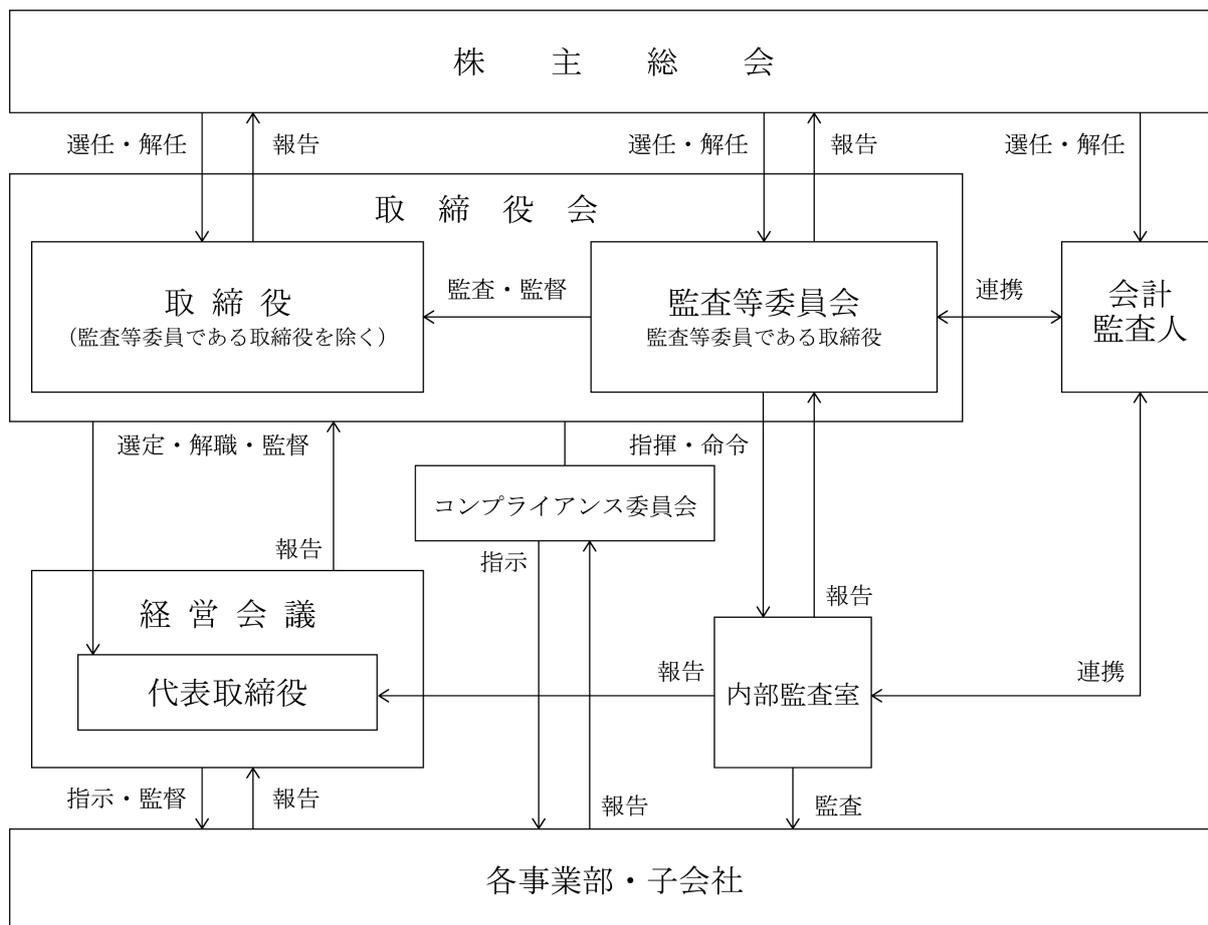
当社は、上記のような特徴を備えた監査等委員会設置会社として、経営の健全性と透明性の向上および迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。

当社は、取締役13名で取締役会を構成しておりますが、そのうち3名が監査等委員であり、2名が社外取締役です。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する特段の基準および方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

取締役会の下には、代表取締役、業務執行取締役で構成（監査等委員である取締役もオブザーバーとして出席可能）される経営会議が設置され、経営上の重要事項の審議が行われています。

当社は、定款及び会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりです。



3. 企業統治に関するその他の事項

① 内部統制の体制整備の概要

当社の内部統制の体制整備の概要は、以下のとおりであります。

- イ 当社および当社の子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の役職員は、倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインに則り、適切に職務を執行する体制としております。
 - (ii) 取締役は、取締役会規程、経営会議規則等に則り、適切に職務を執行する体制としております。
 - (iii) 取締役は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会や経営会議に報告するとともに、速やかに監査等委員会に報告する体制としております。
 - (iv) 監査等委員会からコンプライアンス体制についての意見および改善策の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図る体制としております。
 - (v) コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス委員会は、規則・マニュアル類の整備およびコンプライアンス推進体制の実施状況を管理・監督し、当社グループ役職員に対して適切な研修体制を構築しております。
 - (vi) 当社グループ役職員によるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正するため、社内外に通報窓口を設置し、適切に運用する体制としております。
 - (vii) 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応する体制としております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書（株主総会議事録や取締役会議事録等）その他の重要な情報（電磁的記録等を含む）を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務にしたがい適切に保存し、かつ管理しております。

ハ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスクマネジメント規程を整備し、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し実行する体制としております。
- (ii) 内部統制担当部門が中心となり、リスク管理状況について自己点検を行い、リスク管理体制の維持・向上を図る体制としております。

ニ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社は、定款に基づき重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができることとしており、監督機能と業務執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速を図る体制としております。
- (ii) 取締役会のほかに、経営会議を通じ、経営上重要な事項の諮問・審議を行うことにより、より迅速な意思決定を適切かつ機動的に行う体制としております。
- (iii) 重要な会議には、必要に応じて監査等委員である取締役が出席して、業務執行取締役に対する監督機能を果たす体制を構築しております。

ホ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 子会社等の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、規程に基づき業務の執行の状況を管理する体制を確保しております。
- (ii) 子会社等から定期的に業務、業績およびその他重要な事項に関する報告を求めるとともに、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼし得る事項につき、当社の事前承認を行う体制を確保しております。
- (iii) 「内部統制の整備及び運用状況の評価に関するガイドライン」を定め、内部統制担当部門を設置し、内部統制の整備及び運用状況を適時に取締役会に報告する体制を構築しております。

ヘ 監査等委員会の職務を補助する組織とその独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- (i) 監査等委員会を補助すべき使用人については、内部監査室に属する従業員とし、内部監査室は、監査等委員会に直属するものとしております。
- (ii) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人である内部監査室に属する従業員の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うものとしております。
- (iii) 内部監査室は、監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性を確保しております。

ト 監査等委員会への報告体制と監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社グループ役職員が当社の監査等委員会に報告すべき事項についての規程を定めるとともに、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項に関する役職員の報告が、当社の監査等委員会に対してより確実かつ迅速に行われまたは伝達される体制としております。
- (ii) 前号に記載のない事項に関しても、当社の監査等委員会から報告を求められた場合は、当社グループ役職員は遅滞なく当社の監査等委員会に報告する体制としております。
- (iii) 前各号の報告を行った者がその報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。
- (iv) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる費用又は債務については、監査等委員の請求に従い支払その他処理を行っております。
- (v) 監査の実効性を向上させるために、監査等委員会から要請がある場合には、会計監査人との連携を確保する体制としております。

② 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

③ 取締役の定数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

④ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款で定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。

(2) 【役員状況】

① 役員一覧

男性13名 女性0名 (役員のうち女性の比率 0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	森 豊隆	1958年12月21日	1984年4月 バイエル薬品㈱入社 1989年4月 グレラン製薬㈱(現あすか製薬㈱)入社 1997年4月 当社設立 代表取締役社長 2002年3月 ㈱アイロムメディック(現㈱アイロムP M)設立 代表取締役会長 2003年8月 同社代表取締役会長兼社長 2004年7月 当社代表取締役会長兼社長 2007年4月 代表取締役会長 2009年2月 最高顧問 2011年6月 ㈱アイロム代表取締役会長 2012年6月 当社代表取締役社長(現任) 2012年11月 ㈱アイロム代表取締役社長(現任) 2014年6月 デイナベック㈱(現㈱IDファーマ)代表 取締役会長 2019年6月 同社代表取締役社長(現任)	(注) 2	4,754,250
取締役 副社長	渡辺 潔	1958年4月12日	1981年4月 ㈱太陽神戸銀行(現㈱三井住友銀行)入行 2005年1月 当社入社 2005年4月 執行役員 2007年10月 アイロム製薬㈱監査役 2011年6月 当社取締役経理本部担当 2012年6月 取締役財務部担当 2013年6月 専務執行役員 2016年6月 常務執行役員 2018年6月 取締役(監査等委員) 2020年6月 取締役副社長(現任)	(注) 2	2,100
取締役 副社長 財務経理本部担当	犬飼 広明	1966年5月19日	1989年4月 西松建設㈱入社 2010年6月 ㈱アイロム入社 2010年11月 当社入社 経営企画部長 2012年6月 取締役経理部担当 2012年6月 ㈱アイロムメディック(現㈱アイロムP M)取締役 2012年10月 当社取締役副社長経理部担当 2013年6月 ㈱アイロムメディック(現㈱アイロムP M)代表取締役社長 2013年11月 当社取締役副社長経営統括本部長 2015年7月 取締役経理本部長 2016年7月 取締役財務経理本部担当(現任) 2020年6月 取締役副社長(現任)	(注) 2	6,900
取締役 副社長 先端医療事業開発本部担当	朱 亜峰	1957年12月6日	1989年4月 ㈱植物工学研究所特別研究員 1991年10月 科学技術庁新技術事業団研究員 1996年4月 ㈱デイナベック研究所入社 1998年4月 同研究所主任研究員グループリーダー 2004年4月 デイナベック㈱(現㈱IDファーマ)取締 役員 2006年7月 同社常務取締役 2014年6月 同社取締役社長 2016年7月 当社取締役副社長先端医療事業開発本部 担当(現任) 兼社長補佐 ㈱IDファーマ執行役員社長 2017年6月 同社取締役副社長(現任)	(注) 2	42,251

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 営業企画推進本部担当 サイトマネジメント本部担当	原 寿哉	1970年5月1日	1993年8月 グレラン製薬(株)(現あすか製薬(株))入社 1997年8月 当社入社 2002年6月 取締役臨床開発本部本部長 2004年7月 取締役副社長兼臨床開発本部本部長 2006年4月 取締役副社長兼SMO事業本部本部長 2006年10月 (株)アイロム代表取締役社長 2010年4月 同社顧問 2011年7月 同社取締役副社長 2012年6月 当社取締役 2013年6月 (株)アイロム取締役 2016年6月 同社取締役副社長(現任) 2016年7月 当社取締役営業企画推進本部担当(現任) 2019年7月 サイトマネジメント本部担当(現任)	(注) 2	6,000
取締役 総合管理センター担当	松島 正明	1964年12月23日	1988年4月 グレラン製薬(株)(現あすか製薬(株))入社 1995年12月 菱洋エレクトロ(株)入社 1998年2月 当社入社 2000年5月 取締役 2006年10月 常務取締役 2009年6月 監査役 (株)アイロム監査役 2011年6月 同社代表取締役社長 2012年11月 同社代表取締役副社長 2013年6月 当社取締役副社長 2015年6月 取締役 (株)アイロム取締役 2016年6月 当社専務執行役員 2017年6月 取締役総合管理センター担当(現任)	(注) 2	6,000
取締役 CMOオフィス担当	深瀬 広幸	1960年10月3日	1985年5月 医師登録 聖マリアンナ医科大学病院入職 1986年5月 東京女子医科大学 心臓病センター入職 1993年11月 シーピーシークリニック院長 2017年10月 当社入社 執行役員 チーフメディカルオフィサー(現任) (一社)ICR附属クリニカルリサーチ東京 病院 クリニカルリサーチセンター長 (現任) 2018年6月 当社取締役CMOオフィス担当(現任) 2019年6月 (株)アイクロスジャパン(現(株)アイクロス) 代表取締役社長(現任) 2019年11月 (一社)ICR附属クリニカルリサーチ東京 病院 院長(現任)	(注) 2	—
取締役 メディカルソリューションセ ンター担当	加藤 親明	1960年1月1日	1983年4月 武田薬品工業(株)入社 2005年3月 (株)ウッズスタッフ (現アボプラスステーション(株))入社 2005年4月 同社取締役 2005年12月 同社代表取締役社長 2010年10月 当社顧問 2010年11月 アイロム製薬(株)執行役員 2010年12月 同社取締役 2013年2月 (株)アイロム取締役 2013年6月 当社取締役 2013年8月 (株)アイロム専務取締役 2017年7月 (株)エシック取締役 2018年7月 同社取締役副社長 2019年7月 当社取締役メディカルソリューションセ ンター担当(現任)	(注) 2	4,800

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 信頼性保証本部担当	椿 敦	1959年10月1日	1984年4月 1999年8月 2001年2月 2004年11月 2007年8月 2008年7月 2009年2月 2010年6月 2014年4月 2019年7月	キッセイ薬品工業㈱入社 ヤンセン協和㈱(現ヤンセンファーマ㈱) 入社 日本ワイスレダリー㈱(現ファイザー㈱) 入社 ルンドベック・ジャパン㈱入社 ジェンザイム・ジャパン㈱(現サノフィ ー㈱)入社 アイロム製薬㈱(現共和クリティケア㈱) 取締役研究開発本部長 ㈱アイロムビジネスデベロップメント代 表取締役社長 ㈱アイロム取締役 ㈱アイクロスジャパン(現㈱アイクロス) 代表取締役社長 当社取締役信頼性保証本部担当(現任)	(注)2	—
取締役 社長室担当	小島 修一	1968年10月9日	1993年4月 2005年5月 2008年8月 2009年6月 2010年10月 2011年6月 2012年6月 2015年7月 2017年6月 2019年7月	㈱さくら銀行(現㈱三井住友銀行)入行 当社入社 ㈱アイロムロハス監査役 当社取締役経理本部担当 ㈱アイロムメディック (現㈱アイロムPM)取締役 当社常務執行役員経営企画部長 専務執行役員社長室長 専務執行役員経営企画本部企画室長 執行役員CEOオフィス企画管理グル ープ長 取締役社長室担当(現任)	(注)2	6,300
取締役 (監査等委員)	桑原 秀次	1968年9月15日	1993年4月 1997年8月 2002年6月 2006年10月 2011年8月 2013年2月 2019年9月 2020年6月	グレラン製薬㈱(現あすか製薬㈱)入社 当社入社 取締役大阪支店担当 ㈱アイロム取締役大阪支店担当 同社執行役員臨床薬理・業務支援本部品 質管理室 同社執行役員信頼性保証本部品質保証部 当社執行役員信頼性保証本部 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	7,920
取締役 (監査等委員)	佐々木 秀次	1951年5月31日	1976年11月 1983年6月 1993年7月 1999年7月 2000年4月 2006年9月 2010年6月 2016年6月	プライス・ウオーター・ハウス会計事務所 入所 青山監査法人入所 青山監査法人社員 青山監査法人代表社員 プライス・ウオーター・ハウスパートナー 中央青山監査法人代表社員 プライスウオーター・ハウスクーパーズパ ートナー あらた監査法人(現PwCあらた有限責 任監査法人)代表社員 プライスウオーター・ハウスクーパーズパ ートナー 当社社外監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	高橋 壮志	1971年3月8日	2000年5月 2010年5月 2011年5月 2011年7月 2013年1月 2017年7月 2018年6月 2018年12月	検事任官 弁護士登録 高橋・谷澤法律事務所 代表 ㈱勝光山鉱業所 社外監査役(現任) ㈱勝光山運輸 社外監査役(現任) 弁護士法人若狭・高橋法律事務所 共同代表 社会福祉法人嘉祥会評議員(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) 銀座高橋法律事務所代表(現任)	(注)3	—
計						4,836,521

- (注) 1 取締役 佐々木秀次及び高橋壮志は、社外取締役であります。
2 2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時から1年間
3 2020年6月25日開催の定時株主総会終結の時から2年間
4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
木村 政之	1947年4月18日	1972年4月 2002年9月 2007年10月 2008年10月 2018年5月 2018年8月	厚生省(現厚生労働省)入省 国民生活金融公庫 理事 同庫副総裁 日本製薬団体連合会 理事長 同会顧問(現任) 当社顧問(現任)	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役2名は、全員が監査等委員で、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員です。社外取締役に、それぞれの分野での豊富な経験を生かし、取締役会および取締役の業務執行に対しての監査・監督機能を果たすことを期待しております。

なお、当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する特段の基準および方針を定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

当社の社外取締役は、有価証券報告書提出日(2020年6月25日)現在、監査等委員である取締役の佐々木秀次氏及び高橋壮志氏の2名であります。2名と当社との間には人的関係、資本的関係、または取引関係その他利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しており、客観的および中立的な立場から、経営監視機能が有効に発揮され、当社の企業統治体制の確立に資するものと考えております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会は、3名中2名が社外取締役であります。専門的な立場からの会計監査を主体とした独立監査人による監査と相互連携の構築に努めております。すなわち、監査等委員会は監査を効果的に実施するために、監査法人からそれぞれ監査の方法と結果について報告を求めるほか、個別に情報交換を行っております。また、監査法人が監査計画に基づき実施する各事業部門・子会社等の監査に立ち会うなど、緊密な連携を図る体制にしております。また、監査等委員会に直属する内部監査室が、監査等委員会と連携しながら定期的な内部監査を実施することにより、自発的な内部統制チェック機能を強化しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名で構成されており、監査方針を定め、監査計画に基づき組織的な監査を実施する体制としております。監査等委員が取締役会において議決権を有していること等により、取締役の職務執行状況の監査・監督機能をさらに強化する体制としております。また、取締役の職務の執行に対する監査の一環として、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、監査の過程において必要に応じて内部統制部門の報告を受ける体制を確保しております。

監査等委員の渡辺潔氏は、当社における長年の財務および経理業務の経験に加え、子会社監査役の経験を通じて培われた専門的な知識および見識を有しております。社外取締役である監査等委員の佐々木秀次氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人の代表社員の経験を通じて培われた会計および監査の専門家としての幅広い知識と見識を有しております。社外取締役である監査等委員の高橋壮志氏は、元検事の弁護士として、また多数の企業の社外監査役として、企業に関わる様々な問題に関する豊富な経験と見識を有しております。社外取締役である監査等委員の小駒皆子氏は組織開発を主とした経営コンサルタントとしての経験や企業の取締役としての経験を通じて経営に関する幅広い知識と見識を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
渡辺 潔	12回	12回
佐々木 秀次	12回	12回
高橋 壮志	12回	11回
小駒 皆子	12回	12回

監査等委員会における主な検討事項は、監査の方針、監査計画、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等です。

また、監査等委員の活動として、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

② 内部監査の状況

内部監査の体制として、監査等委員会直属の内部監査室を設置し、監査計画に基づき監査を実施しております。内部統制の整備及び運用状況については、内部統制の構成要素（統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、モニタリング）に従い、内部監査を実施しております。内部統制に関する不備を発見した場合は、代表取締役並びに監査等委員会に報告され、代表取締役並びに監査等委員会はその実態を把握し、内部統制部門に通知し、改善を促しております。内部統制報告制度の目的である財務報告の信頼性の確保のみならず、業務の有効性と効率性の維持および法令等の遵守について、適切かつ合理的に遂行されているか否かを検証することにより、経営目的達成のための提言を目指しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アヴァンティア

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

木村 直人
藤田 憲三

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査は、監査の品質の維持・向上を図りつつ、会社の規模や事業内容に応じて効果的に行われることが重要と考えています。この基本的な考えのもと監査法人の独立性・専門性・品質管理体制等を総合的に検討し監査法人を選定しております。

f. 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価

監査法人の選定方針に基づき、現監査法人について、独立性・専門性・品質管理体制等を検討しておりますが、その監査活動について適切・妥当と評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	監査証明業務に基づ く報酬 (百万円)	非監査業務に基づ く報酬 (百万円)	監査証明業務に基づ く報酬 (百万円)	非監査業務に基づ く報酬 (百万円)
提出会社	32	—	33	—
連結子会社	—	—	—	—
計	32	—	33	—

b. その他重要な報酬の内容

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社の規模や業務の特性等を勘案した上で決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等に関しては、2016年6月28日開催の当社第19回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の支給限度額を年額5億円以内（うち社外取締役分は年額500万円以内）と定めること、並びに各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとすると決議いただいております。

取締役の報酬等の額は、職責・職位及び経営への貢献度・経営内容を勘案し決定することとしております。当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定については、取締役会において、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、代表取締役に一任することを決議しております。なお、代表取締役森豊隆は、各取締役の職責・職位に応じた業務執行計画及び報告、並びに経営への貢献度等を総合的に評価し、人事担当役員及び監査等委員と協議の上決定するようにしており、役員報酬決定の客観性の確保に努めております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	172百万円	172百万円	—	—	10
監査等委員 (社外取締役を除く。)	10百万円	10百万円	—	—	1
社外役員	6百万円	6百万円	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

a. 純投資目的である投資株式

専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式と区分しております。

b. 純投資目的以外の目的である投資株式

主に業務戦略等を目的とする投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。業務戦略を目的とする投資株式については、医療関連分野における総合的な医療サポート企業として、各事業の維持・拡大を目的としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は個別に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否の検証を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	138

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-	1	200
非上場株式以外の株式	2	220	6	380

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	13	△22	△192

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
IDT Australia	15,793,001	120

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計情報の取得に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,961	※2 2,451
売掛金	1,814	2,158
商品及び製品	45	215
販売用不動産	※2 848	※2 842
仕掛品	315	516
短期貸付金	139	335
その他	729	477
貸倒引当金	—	△4
流動資産合計	6,853	6,994
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 2,171	※2 3,116
減価償却累計額	△545	△792
建物及び構築物（純額）	1,626	2,323
工具、器具及び備品	332	430
減価償却累計額	△217	△261
工具、器具及び備品（純額）	114	169
機械装置及び運搬具	43	544
減価償却累計額	△17	△43
機械装置及び運搬具（純額）	25	500
土地	※2 1,305	※2 1,341
建設仮勘定	28	269
有形固定資産合計	3,100	4,604
無形固定資産		
のれん	959	969
その他	11	30
無形固定資産合計	970	1,000
投資その他の資産		
投資有価証券	※1、2 1,349	※1、2 759
長期貸付金	332	500
差入保証金	674	822
繰延税金資産	14	302
その他	233	130
貸倒引当金	△14	△7
投資その他の資産合計	2,589	2,507
固定資産合計	6,660	8,111
資産合計	13,514	15,105

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	141	209
短期借入金	1,330	1,050
1年内返済予定の長期借入金	※2 538	※2 852
未払法人税等	206	91
前受金	315	209
賞与引当金	93	—
預り金	226	168
その他	535	471
流動負債合計	3,387	3,053
固定負債		
長期借入金	※2 3,352	※2 3,756
繰延税金負債	5	17
資産除去債務	129	132
預り保証金	324	322
退職給付に係る負債	205	196
リース債務	29	399
その他	16	59
固定負債合計	4,062	4,885
負債合計	7,450	7,938
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,517	3,720
資本剰余金	1,099	1,307
利益剰余金	1,877	2,724
自己株式	△419	△420
株主資本合計	6,075	7,332
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18	△4
為替換算調整勘定	△84	△201
その他の包括利益累計額合計	△65	△206
新株予約権	54	40
非支配株主持分	—	0
純資産合計	6,064	7,167
負債純資産合計	13,514	15,105

②【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)
売上高	10,578	10,593
売上原価	6,523	6,332
売上総利益	4,055	4,261
販売費及び一般管理費		
役員報酬	422	471
給料手当及び賞与	841	956
賃借料	257	234
支払手数料	186	171
その他	※1 1,128	※1 1,219
販売費及び一般管理費合計	2,836	3,053
営業利益	1,219	1,207
営業外収益		
受取利息	8	30
受取配当金	22	27
持分法による投資利益	—	7
保険解約返戻金	—	148
その他	34	37
営業外収益合計	65	251
営業外費用		
支払利息	51	74
持分法による投資損失	2	—
為替差損	30	88
支払手数料	1	98
その他	12	47
営業外費用合計	97	309
経常利益	1,186	1,149
特別利益		
固定資産売却益	※2 1	※2 1
新株予約権戻入益	0	0
特別利益合計	2	1
特別損失		
減損損失	※3 8	—
投資有価証券売却損	—	※4 22
その他	0	1
特別損失合計	9	23
税金等調整前当期純利益	1,178	1,127
法人税、住民税及び事業税	279	165
法人税等調整額	△1	△275
法人税等合計	278	△109
当期純利益	900	1,236
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益	912	1,236
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△12	0
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	76	△23
為替換算調整勘定	△30	△117
その他の包括利益合計	※5 45	※5 △140
包括利益	945	1,095
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	958	1,095
非支配株主に係る包括利益	△12	0

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,513	1,095	1,198	△18	5,788
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	4	4			8
剰余金の配当			△233		△233
親会社株主に帰属する当期純利益			912		912
自己株式の取得				△400	△400
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4	4	678	△400	287
当期末残高	3,517	1,099	1,877	△419	6,075

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△57	△53	△110	56	12	5,745
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						8
剰余金の配当						△233
親会社株主に帰属する当期純利益						912
自己株式の取得						△400
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	76	△30	45	△2	△12	30
当期変動額合計	76	△30	45	△2	△12	318
当期末残高	18	△84	△65	54	—	6,064

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,517	1,099	1,877	△419	6,075
会計方針の変更による 累積的影響額			△38		△38
会計方針の変更を反映し た当期首残高	3,517	1,099	1,839	△419	6,037
当期変動額					
新株の発行(新株予約 権の行使)	202	202			405
剰余金の配当			△351		△351
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,236		1,236
連結範囲の変動		4			4
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	202	207	884	△0	1,295
当期末残高	3,720	1,307	2,724	△420	7,332

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	18	△84	△65	54	—	6,064
会計方針の変更による 累積的影響額						△38
会計方針の変更を反映し た当期首残高	18	△84	△65	54	—	6,025
当期変動額						
新株の発行(新株予約 権の行使)						405
剰余金の配当						△351
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,236
連結範囲の変動						4
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△23	△117	△140	△13	0	△153
当期変動額合計	△23	△117	△140	△13	0	1,141
当期末残高	△4	△201	△206	40	0	7,167

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,178	1,127
減価償却費	135	281
のれん償却額	79	82
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△1
受取利息及び受取配当金	△30	△58
支払利息	51	74
為替差損益 (△は益)	17	73
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△38	△107
売上債権の増減額 (△は増加)	△255	△371
たな卸資産の増減額 (△は増加)	722	△150
前受金の増減額 (△は減少)	△616	△264
未払金の増減額 (△は減少)	49	△143
その他	△486	414
小計	802	956
利息及び配当金の受取額	70	63
利息の支払額	△47	△88
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△320	△294
営業活動によるキャッシュ・フロー	504	637
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,867	△1,401
投資有価証券の取得による支出	△200	△263
投資有価証券の売却による収入	64	729
有形固定資産の売却による収入	16	71
貸付けによる支出	△407	△477
貸付金の回収による収入	119	26
差入保証金の差入による支出	△21	△147
その他	79	△79
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,216	△1,542
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	654	△280
長期借入れによる収入	2,481	2,690
長期借入金の返済による支出	△330	△2,090
新株予約権の行使による株式の発行による収入	7	392
自己株式の取得による支出	△400	△0
配当金の支払額	△232	△349
リース債務の返済による支出	△5	△93
その他	△25	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,148	258
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3	4
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	432	△642
現金及び現金同等物の期首残高	2,383	2,816
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,816	※1 2,174

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 20社 (前連結会計年度 18社)
主要な連結子会社の名称
株式会社アイロム、株式会社アイロムCS、株式会社エシック、株式会社アイクロス、CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD、株式会社IDファーマ、株式会社アイロムPM
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社の数及び名称
持分法を適用した関連会社の数 1社
持分法を適用した関連会社の名称 CJ PARTNERS(株)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、(一社)ICR及びI'ROM VIETNAM CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産
 - a. 製品及び商品
総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
 - b. 販売用不動産
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
 - c. 仕掛品
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 4～47年
工具、器具及び備品 2～20年
機械装置及び運搬具 2～10年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、(会計方針の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益の計上基準

S MO事業収入は、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。なお、治験症例組入前の業務と治験症例組入後の業務とが区分されている契約については、治験症例単位ごとにそれぞれの業務終了に基づく検収基準により S MO事業収入を計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年から20年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

当社グループのIFRS適用子会社は、当連結会計年度よりIFRS16号(リース)を適用しております。

この結果、当連結会計年度における連結貸借対照表は「有形固定資産」が314百万円増加し、「固定負債」が351百万円増加しております。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が38百万円減少しております。

なお、これによる当連結会計年度の連結損益計算書及び包括利益計算書並びに1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「商品及び製品」及び、「固定資産」の「その他」に含めていた「工具、器具及び備品」、「機械装置及び運搬具」、「建設仮勘定」並びに「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、資産の総額並びに負債及び純資産の総額のそれぞれ100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「前渡金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「流動資産」の「前渡金」及び「その他」に表示していた101百万円、673百万円は「商品及び製品」45百万円、「その他」729百万円として、「固定資産」の「その他」に表示していた169百万円は、「工具、器具及び備品」114百万円、「機械装置及び運搬具」25百万円、「建設仮勘定」28百万円として、「固定負債」の「その他」に表示していた45百万円は、「リース債務」29百万円、「その他」16百万円として組み替えております。

(連結損益及び包括利益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」及び「雑収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた13百万円は、「支払手数料」1百万円、「その他」12百万円として、「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」及び「雑収入」に表示しておりました2百万円及び31百万円は「その他」34百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「賞与引当金の増減額(△は減少)」、「未払金の増減額(△は減少)」及び「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「有形固定資産の売却による収入」並びに「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「リース債務の返済による支出」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減損損失」、「仕入債務の増減額(△は減少)」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「割賦債務の返済による支出」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「減損損失」8百万円、「仕入債務の増減額(△は減少)」57百万円、「その他」△541百万円は、「賞与引当金の増減額(△は減少)」△38百万円、「未払金の増減額(△は減少)」49百万円、「その他」△486百万円として、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「その他」95百万円は、「有形固定資産の売却による収入」16百万円、「その他」79百万円として、「財務活動によるキャッシュ・フロー」表示していた「割賦債務の返済による支出」△25百万円、「その他」△5百万円は「リース債務の返済による支出」△5百万円、「その他」△25百万円に組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症(以下、本感染症)の感染拡大に伴い、当連結会計年度において、先端医療事業で推進している細胞バンク事業における海外医療ツーリズムの事業計画及び、SMO事業の一部の臨床試験における新規試験の開始時期の見直しや実施中試験の新規被験者登録の中断などの影響が発生しております。

本感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難であります。そのため、当社としては、外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、2021年3月期の一定期間にわたり本感染症の感染拡大の影響が継続するものの、業績等への影響は限定的であるものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら本感染症による影響は、不確定要素が多く、感染拡大が長期化した場合、翌会計年度の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券	0百万円	7百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	11百万円	13百万円
販売用不動産	733百万円	737百万円
建物及び構築物	551百万円	461百万円
土地	1,195百万円	1,195百万円
投資有価証券	438百万円	231百万円
合計	2,930百万円	2,638百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	114百万円	83百万円
長期借入金	2,286百万円	2,119百万円
合計	2,401百万円	2,203百万円

(連結損益及び包括利益計算書関係)

※1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	170 百万円	133 百万円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	0 百万円	— 百万円
機械装置及び運搬具	0 百万円	1 百万円
合計	1 百万円	1 百万円

※3 減損損失

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

※4 投資有価証券売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資信託	— 百万円	22 百万円

※5 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	84 百万円	△31 百万円
組替調整額	— 百万円	— 百万円
税効果調整前	84 百万円	△31 百万円
税効果額	8 百万円	△8 百万円
その他有価証券評価差額金	76 百万円	△23 百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△30 百万円	△117 百万円
組替調整額	— 百万円	— 百万円
税効果調整前	△30 百万円	△117 百万円
税効果額	— 百万円	— 百万円
為替換算調整勘定	△30 百万円	△117 百万円
その他の包括利益合計	45 百万円	△140 百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,703,665	8,200	—	11,711,865

(変動事由の概要)

第4回新株予約権の権利行使による増加	4,000株
第5回新株予約権の権利行使による増加	200株
第8回新株予約権の権利行使による増加	4,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,005	214,490	100	228,395

(変動事由の概要)

2018年11月8日の取締役会決議による自己株式の取得	89,800株
2019年2月26日の取締役会決議による自己株式の取得	124,300株
単元未満株式の買取による増加	390株
単元未満株式の買増請求による減少	100株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	5	
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	29	
	第8回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	18	
計			—	—	—	54	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	116	10.00	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	116	10.00	2018年9月30日	2018年12月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	114	利益剰余金	10.00	2019年3月31日	2019年6月27日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,711,865	337,000	—	12,048,865

(変動事由の概要)

第4回新株予約権の権利行使による増加	20,000株
第5回新株予約権の権利行使による増加	2,000株
第8回新株予約権の権利行使による増加	315,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	228,395	570	150	228,815

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加	570株
単元未満株式の買増請求による減少	150株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	28	
	第8回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	12	
計			—	—	—	40	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	114	10.00	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	236	20.00	2019年9月30日	2019年12月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	236	利益剰余金	20.00	2020年3月31日	2020年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	2,961 百万円	2,451 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△145 百万円	△277 百万円
現金及び現金同等物	2,816 百万円	2,174 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達を実施しております。

一時的な余資については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産による運用に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に安全性の高い投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、医療機関や提携先を対象とした貸付金は、その未回収部分につき、貸付先信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、各事業会社の業種ごとの商慣習による差異はあるものの、そのほとんどが一年内の支払期日であります。前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。預り金は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。借入金は運転資金調達目的及び不動産取得目的によるもので、預り保証金は、メディカルサポート事業における賃貸不動産に係る預り保証金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関するリスクについては、各事業会社毎の与信管理ルールに従い、期日及び残高等を管理しております。

営業活動以外から発生する金融商品については、原則として当社財務部門を中心として、グループ全体を対象とした一括管理を実施しております。

投資有価証券である株式については、金融商品管理規程に従った取得及び管理が実施されており、特に事業推進目的で取得した株式については、発行会社の事業状況、経営成績等の調査を、定期のみならず随時にも実施して状況の把握に努めております。

貸付金に関しては、貸付金規程に基づいて与信審査等を実施しております。

借入金等の流動性リスクについては、適時にグループ全体の資金繰計画を作成・更新することにより手元流動性の維持確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,961	2,961	—
(2) 売掛金	1,814	1,814	—
(3) 短期貸付金	139	139	—
(4) 投資有価証券	1,005	1,005	—
(5) 長期貸付金 ※1	335	335	—
(6) 差入保証金	674	673	△0
資産計	6,929	6,928	△0
(1) 買掛金	141	141	—
(2) 短期借入金	1,330	1,330	—
(3) 預り金	226	226	—
(4) 長期借入金 ※2	3,891	3,583	△307
(5) リース債務	29	29	—
(6) 預り保証金	324	323	△0
負債計	5,942	5,634	△308

※1 1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

※2 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,451	2,451	—
(2) 売掛金	2,158	2,158	—
(3) 短期貸付金	335	335	—
(4) 投資有価証券	452	452	—
(5) 長期貸付金 ※1	504	504	—
(6) 差入保証金	822	810	△12
資産計	6,724	6,712	△12
(1) 買掛金	209	209	—
(2) 短期借入金	1,050	1,050	—
(3) 預り金	168	168	—
(4) 長期借入金 ※2	4,608	4,516	△91
(5) リース債務	399	399	0
(6) 預り保証金	322	321	△0
負債計	6,759	6,667	△92

※1 1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

※2 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 差入保証金

これらの時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

長期借入金、リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間で割引計算を行っております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額（百万円）

区 分	前連結貸借対照表計上額 (2019年3月31日)	当連結貸借対照表計上額 (2020年3月31日)
非上場株式	343	300
関連会社株式	0	7
出資金	11	10
合計	355	317

非上場株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,961	—	—	—
売掛金	1,814	—	—	—
短期貸付金	139	—	—	—
長期貸付金	3	331	—	—
合計	4,918	331	—	—

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,451	—	—	—
売掛金	2,158	—	—	—
短期貸付金	335	—	—	—
長期貸付金	129	374	—	—
合計	5,075	374	—	—

4 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	538	493	371	251	252	1,983
リース債務	—	10	8	5	4	—
合計	538	504	379	256	257	1,983

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	852	763	541	402	292	1,756
リース債務	48	98	77	73	66	83
合計	900	862	618	475	358	1,840

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	82	79	2
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	850	1,141	△291
合計		932	1,220	△288

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額416百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	297	531	△233
合計		297	531	△233

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額454百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	64	—	—

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	402	—	22

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	236百万円	205百万円
退職給付費用	6百万円	18百万円
退職給付の支払額	△37百万円	△27百万円
退職給付に係る負債の期末残高	205百万円	196百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	205百万円	196百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	205百万円	196百万円
退職給付に係る負債	205百万円	196百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	205百万円	196百万円

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	6百万円	18百万円

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権戻入益	0百万円	0百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2013年10月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2009年6月26日	2013年6月27日	2016年5月24日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役 36名 当社並びに当社子会社の監査役 3名 当社並びに当社子会社の執行役員 8名	当社並びに当社子会社の取締役 14名 当社監査役 3名 当社並びに当社子会社の従業員 55名 社外協力者 1名	当社並びに当社子会社の取締役 17名 当社並びに当社子会社の執行役員及び従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 176,200株	普通株式 69,000株	普通株式 1,126,500株
付与日	2009年9月1日	2013年9月20日	2016年6月9日
権利確定条件	(注)1	(注)1	(注)1
対象勤務期間	税制非適格対象者については対象勤務期間の定めはありません。 (但し、優遇税制を受ける場合) 2009年9月1日から 2011年8月31日	なし	なし
権利行使期間	2009年9月1日から 2019年7月31日 (但し、優遇税制を受ける場合) 2011年9月1日から 2019年7月31日	2015年9月14日から 2022年9月13日	2017年5月16日から 2020年5月15日 (但し、権利確定条件のその他特約の条件に該当する場合) 2018年5月16日から 2021年5月15日

(注) 1 権利確定条件は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	提出会社		
	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2009年6月26日	2013年6月27日	2016年5月24日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	20,000	62,500	912,500
権利確定	—	—	—
権利行使	20,000	2,000	315,000
失効・消却	—	500	—
未行使残	—	60,000	597,500

② 単価情報

	提出会社		
	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2009年6月26日	2013年6月27日	2016年5月24日
権利行使価格(円/株)	600	808	1,204
権利行使時平均株価(円)	1,707	1,629	1,676
付与日における公正な評価単価(円/個)	2,629 (優遇税制) 2,873	4,772	2,043

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	40百万円	15百万円
退職給付に係る負債	66百万円	67百万円
貸倒引当金	2百万円	－百万円
税務上の繰越欠損金	3,487百万円	3,274百万円
資産除去債務	36百万円	64百万円
その他	73百万円	226百万円
繰延税金資産小計	3,707百万円	3,649百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,487百万円	△3,016百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△205百万円	△330百万円
評価性引当額小計	△3,692百万円	△3,346百万円
繰延税金資産合計	14百万円	302百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△12百万円	△17百万円
その他有価証券評価差額金	△8百万円	△0百万円
その他	14百万円	－百万円
繰延税金負債合計	△5百万円	△17百万円
繰延税金資産の純額	9百万円	284百万円

(注) 1. 評価性引当額が346百万円減少しております。この減少は、期限切れ繰越欠損金の発生による税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことが主な要因となっております。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (百万円) (a)	158	1,050	1,488	91	354	343	3,487
評価性引当額 (百万円)	△158	△1,050	△1,488	△91	△354	△343	△3,487
繰延税金資産 (百万円)	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (百万円) (b)	984	1,568	93	310	262	54	3,274
評価性引当額 (百万円)	△790	△1,568	△93	△272	△249	△42	△3,016
繰延税金資産 (百万円)	194	—	—	37	13	12	257

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 税務上の繰越欠損金3,274百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産257百万円を計上しております。当該繰延税金資産257百万円は、当社及び連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高3,274百万円 (法定実効税率を乗じた額) の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減等	△12.2%	△41.2%
交際費等永久損金不算入項目	1.0%	0.8%
住民税均等割	0.6%	0.7%
その他	3.6%	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.6%	△9.7%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については各除去債務の状況により個別に見積り、割引率については会計基準の適用時又は資産の取得時における国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	146 百万円	129 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2 百万円	— 百万円
時の経過による調整額	0 百万円	0 百万円
新規連結に伴う増加額	— 百万円	2 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△13 百万円	— 百万円
その他増減額 (△は減少)	△7 百万円	— 百万円
期末残高	129 百万円	132 百万円

(賃貸等不動産関係)

1. 当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用の施設（土地を含む。）を有しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	140百万円	1,801百万円
	期中増減額	1,660百万円	465百万円
	期末残高	1,801百万円	2,267百万円
期末時価		1,801百万円	2,267百万円

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、不動産取得1,685百万円であります。

当連結会計年度の主な増加は、不動産取得565百万円であり、減少は、不動産売却68百万円によるものであります。

3 時価の算定方法

当期末の時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

2. 賃貸等不動産に関する損益は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃貸収益	49百万円	162百万円
賃貸費用	11百万円	52百万円
差額	37百万円	110百万円
その他(売却損益等)	—百万円	0百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「SMO事業」、「CRO事業」、「先端医療事業」、「メディカルサポート事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「SMO事業」は、臨床試験の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託し、代行及び支援する事業であります。

「CRO事業」は、臨床試験に係る業務の全部または一部を製薬企業等から受託し、代行及び支援する事業であります。

「先端医療事業」は、優れたベクター技術を応用し、ワクチンや遺伝子治療製剤の開発およびiPS細胞関連技術等を基盤とした再生医療領域における製品開発や製造販売、ならびに受託製造等のサービスの提供等を行う事業であります。また、一般医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造や販売、ならびに受託製造等のサービスの提供等を行っております。

「メディカルサポート事業」は、クリニックモールの設置及び賃貸、商品販売、それらに付随する業務等、医業経営を全般的かつ包括的に支援する事業であります。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

(セグメント区分の変更)

当社グループのセグメント区分につきまして、従来「SMO事業」に含めていた当社の連結子会社である(一社)ICRは「CRO事業」に、また「その他」に含めていた当社の連結子会社である(株)インは「先端医療事業」に、(株)アスポは「SMO事業」に含めております。

なお、前連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成における会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注3)
	SMO 事業	CRO 事業	先端医療 事業	メディカル サポート 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	6,634	2,283	423	1,219	10,560	17	10,578	—	10,578
セグメント間の内部売 上高又は振替高	123	45	—	495	664	4	668	△668	—
計	6,757	2,329	423	1,714	11,224	22	11,247	△668	10,578
セグメント利益又は損 失(△)	2,190	123	△29	76	2,361	△8	2,353	△1,134	1,219
セグメント資産	3,591	1,774	887	4,164	10,417	1,222	11,639	1,874	13,514
その他の項目									
減価償却費	19	24	6	72	122	3	126	9	135
のれんの償却額	19	36	22	—	79	—	79	—	79
持分法投資損失	—	—	—	—	—	—	—	△2	△2
持分法適用会社への 投資額	—	—	—	—	—	—	—	0	0
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	22	98	8	1,776	1,906	0	1,907	6	1,913

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失(△)の調整額 △1,134百万円には、セグメント間取引消去△101百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,032百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額1,874百万円には、セグメント間取引消去 △707百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産 2,581百万円が含まれております。全社資産は、主に現預金、投資有価証券であります。

(3)持分法投資損失の調整額△2百万円は、各報告セグメントに属していない持分法投資の損失額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注3)
	SMO 事業	CRO 事業	先端医療 事業	メディカル サポート 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	6,250	2,495	1,024	794	10,563	29	10,593	—	10,593
セグメント間の内部売 上高又は振替高	121	233	4	502	862	99	961	△961	—
計	6,372	2,728	1,028	1,296	11,425	128	11,554	△961	10,593
セグメント利益又は損 失(△)	2,318	97	20	200	2,636	20	2,657	△1,450	1,207
セグメント資産	3,604	2,443	1,577	5,069	12,695	1,296	13,991	1,114	15,105
その他の項目									
減価償却費	15	86	9	130	241	5	246	34	281
のれんの償却額	8	44	29	—	82	—	82	—	82
持分法投資利益	—	—	—	—	—	—	—	7	7
持分法適用会社への 投資額	—	—	—	—	—	—	—	7	7
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5	20	9	957	993	13	1,007	517	1,524

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益又は損失(△)の調整額 △1,450百万円には、セグメント間取引消去△136百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,313百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2)セグメント資産の調整額1,114百万円には、セグメント間取引消去 △1,324百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産 2,438百万円が含まれております。全社資産は、主に現預金、投資有価証券であります。
- (3)持分法投資利益の調整額7百万円は、各報告セグメントに属していない持分法投資の利益額であります。
- 3 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	オーストラリア	その他	合計
9,298百万円	1,263百万円	16百万円	10,578百万円

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

日本	オーストラリア	フランス	その他	合計
2,740百万円	304百万円	55百万円	0百万円	3,100百万円

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	オーストラリア	その他	合計
9,126百万円	1,438百万円	29百万円	10,593百万円

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

日本	オーストラリア	フランス	その他	合計
4,040百万円	502百万円	51百万円	9百万円	4,604百万円

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

報告セグメントに配分されていない減損損失は8百万円であります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 注記事項 連結損益及び包括利益計算書関係 ※3」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	SMO事業	CRO事業	先端医療事業	メディカルサポート事業	計			
当期償却額	19	36	22	—	79	—	—	79
当期末残高	7	608	342	—	959	—	—	959

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	SMO事業	CRO事業	先端医療事業	メディカルサポート事業	計			
当期償却額	8	44	29	—	82	—	—	82
当期末残高	9	570	390	—	969	—	—	969

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	森 豊隆	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 40.22	—	ストック・ オプション の権利行使	361 (300千株)	—	—
役員	朱 亜峰	—	—	当社 取締役副社長	(被所有) 直接 0.36	—	ストック・ オプション の権利行使	12 (10千株)	—	—

(注) 2016年5月24日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	523.35円	602.88円
1株当たり当期純利益	78.31円	105.82円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	75.75	104.28円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	912	1,236
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	912	1,236
普通株式の期中平均株式数(株)	11,655,737	11,682,209
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	394,596	172,640
(うち新株予約権(株))	(394,596)	(172,640)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,330	1,050	0.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	538	852	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	12	48	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,352	3,756	1.2	2021年4月～ 2051年8月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	29	399	—	2021年4月～ 2026年6月
合計	5,263	6,107	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なおリース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表上に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 1年以内に返済予定のリース債務は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	763	541	402	292
リース債務	98	77	73	66

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	129	3	—	132

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,410	4,710	7,278	10,593
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	217	391	675	1,127
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	171	273	518	1,236
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	14.95	23.70	44.52	105.82

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	14.95	8.79	20.68	60.76

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	899	433
売掛金	※1 690	※1 1,239
短期貸付金	70	288
関係会社短期貸付金	1,089	2,437
未収入金	※1 188	※1 115
その他	※1 296	※1 233
流動資産合計	3,234	4,748
固定資産		
有形固定資産		
建物	23	30
車両運搬具	11	473
工具、器具及び備品	2	4
有形固定資産合計	37	508
無形固定資産		
ソフトウェア	6	11
その他	0	0
無形固定資産合計	6	11
投資その他の資産		
投資有価証券	907	359
関係会社株式	3,749	3,769
長期貸付金	126	296
関係会社長期貸付金	519	461
繰延税金資産	—	106
敷金及び保証金	297	298
その他	80	※1 66
貸倒引当金	△6	△2
投資その他の資産合計	5,675	5,355
固定資産合計	5,719	5,875
資産合計	8,953	10,623

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 1,050	※1 1,149
1年内返済予定の長期借入金	392	729
未払金	※1 109	※1 187
未払法人税等	157	72
その他	※1 70	※1 77
流動負債合計	1,780	2,216
固定負債		
長期借入金	1,054	1,512
繰延税金負債	14	—
資産除去債務	30	30
その他	※1 1	1
固定負債合計	1,100	1,545
負債合計	2,880	3,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,517	3,720
資本剰余金		
資本準備金	1,577	1,780
その他資本剰余金	0	—
資本剰余金合計	1,577	1,780
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,326	1,739
利益剰余金合計	1,326	1,739
自己株式	△419	△420
株主資本合計	6,002	6,821
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16	0
評価・換算差額等合計	16	0
新株予約権	54	40
純資産合計	6,073	6,862
負債純資産合計	8,953	10,623

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	※1 1,765	※1 2,044
売上原価	19	96
売上総利益	1,746	1,947
販売費及び一般管理費	※1、2 1,029	※1、2 1,324
営業利益	716	622
営業外収益		
受取利息	※1 32	※1 63
受取配当金	4	13
保険解約返戻金	—	148
その他	8	12
営業外収益合計	45	237
営業外費用		
支払利息	※1 10	18
為替差損	21	88
雑損失	4	35
その他	1	3
営業外費用合計	38	146
経常利益	723	713
特別利益		
関係会社株式売却益	—	9
その他	0	0
特別利益合計	0	9
特別損失		
投資有価証券売却損	—	22
その他	—	0
特別損失合計	—	23
税引前当期純利益	724	700
法人税、住民税及び事業税	30	49
法人税等調整額	△0	△113
法人税等合計	30	△64
当期純利益	693	764

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,513	1,573	0	1,573	866	866	△18	5,934
当期変動額								
剰余金の配当					△233	△233		△233
新株の発行(新株予約権の行使)	4	4		4				8
当期純利益					693	693		693
自己株式の取得							△400	△400
自己株式の処分			△0	△0			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	4	4	△0	4	460	460	△400	68
当期末残高	3,517	1,577	0	1,577	1,326	1,326	△419	6,002

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△56	△56	56	5,933
当期変動額				
剰余金の配当				△233
新株の発行(新株予約権の行使)				8
当期純利益				693
自己株式の取得				△400
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	73	73	△2	71
当期変動額合計	73	73	△2	139
当期末残高	16	16	54	6,073

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,517	1,577	0	1,577	1,326	1,326	△419	6,002
当期変動額								
剰余金の配当					△351	△351		△351
新株の発行（新株予約権の行使）	202	202		202				405
当期純利益					764	764		764
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△0	△0	△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	202	202	△0	202	413	413	△0	818
当期末残高	3,720	1,780	—	1,780	1,739	1,739	△420	6,821

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	16	16	54	6,073
当期変動額				
剰余金の配当				△351
新株の発行（新株予約権の行使）				405
当期純利益				764
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△16	△16	△13	△29
当期変動額合計	△16	△16	△13	788
当期末残高	0	0	40	6,862

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

「短期貸付金」の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動資産」の「その他」(前事業年度70百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「流動資産」の「短期貸付金」(当事業年度288百万円)として表示しております。また、「前払費用」の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動資産」の「前払費用」(前事業年度159百万円)として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」(当事業年度49百万円)に含めて表示しております。

(損益計算書)

「雑損失」の表示方法は、従来、損益計算書上、「営業外費用」の「その他」(前事業年度4百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「営業外費用」の「雑損失」(当事業年度35百万円)として表示しております。また、「受取賃貸料」及び、「新株予約権戻入益」の表示方法は、従来、損益計算書上、「営業外収益」の「受取賃貸料」(前事業年度6百万円)及び、「特別利益」の「新株予約権戻入益」(前事業年度0百万円)として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」及び「特別利益」の「その他」(当事業年度6百万円、0百万円)に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,010百万円	275百万円
短期金銭債務	60百万円	255百万円
長期金銭債権	－百万円	27百万円
長期金銭債務	0百万円	－百万円

2 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
㈱アイロムPM	2,127百万円	1,928百万円
I'ROM ASSET MANAGEMENT PTY LTD	315百万円	285百万円
㈱アイロム	140百万円	－百万円
㈱エシック	140百万円	－百万円
㈱アイロムCS	1百万円	－百万円
合計	2,724百万円	2,213百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,765百万円	2,044百万円
販売費及び一般管理費	79百万円	192百万円
営業取引以外の取引による取引高	30百万円	41百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	87百万円	190百万円
給料手当及び賞与	267百万円	307百万円
地代家賃	55百万円	62百万円
保険料	130百万円	110百万円
減価償却費	9百万円	34百万円
旅費交通費	76百万円	80百万円
支払手数料	126百万円	126百万円
業務委託料	35百万円	142百万円
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額が次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	3,749	3,769
関連会社株式	0	0
合計	3,749	3,769

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産・負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1 百万円	0 百万円
子会社株式	167 百万円	167 百万円
税務上の繰越欠損金	702 百万円	646 百万円
その他	42 百万円	13 百万円
繰延税金資産小計	915 百万円	828 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△702 百万円	△539 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△212 百万円	△176 百万円
評価性引当額小計	△915 百万円	△716 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円	112 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△7 百万円	— 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△6 百万円	△6 百万円
繰延税金負債合計	△14 百万円	△6 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△14 百万円	106 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減等	△30.2%	△28.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—%	△1.8%
住民税均等割	0.3%	0.3%
連結納税による影響	0.3%	△6.7%
その他	3.0%	△3.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.2%	△9.2%

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	37	9	—	2	47	16
	車両運搬具	16	498	16	28	498	24
	工具、器具及び備品	14	2	1	0	15	10
	計	68	509	18	31	560	52
無形固定資産	ソフトウェア	23	7	—	2	31	20
	その他	0	—	—	—	0	0
	計	24	7	—	2	31	20

(注) 1 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

車両運搬具 Honda Jet HA-420型 498百万円

2 当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

車両運搬具 メルセデスベンツS560L 16百万円

3 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	6	—	4	2

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.iromgroup.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 2013年6月27日開催の定時株主総会により2013年10月1日を効力発生日として、定款の一部変更を行い、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第22期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			2019年6月26日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書 及び確認書	事業年度 (第23期第1四半期)	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月9日 関東財務局長に提出
	事業年度 (第23期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月8日 関東財務局長に提出
	事業年度 (第23期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月7日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		2019年7月2日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社アイロムグループ
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 木村直人 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 藤田憲三 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムグループ及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ◆ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ◆ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイロムグループの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイロムグループが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ◆ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ◆ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株式会社アイロムグループ
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村直人 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤田憲三 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムグループの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ◆ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【会社名】 株式会社アイロムグループ

【英訳名】 I'rom Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 豊隆

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森豊隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようというものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社20社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【会社名】	株式会社アイロムグループ
【英訳名】	I'rom Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 豊隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森 豊隆は、当社の第23期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

